



第3次出雲市ごみ処理基本計画

(案)

令和5年度(2023)～令和12年度(2030)

令和5年(2023)3月



目 次

第1章 計画策定の趣旨	1
1. ごみ処理基本計画策定の目的	1
2. 計画期間	2
3. 計画の位置づけ	2
第2章 ごみ処理の現状と課題	3
1. ごみ排出量・資源化量・最終処分量の推移	3
1) ごみ排出量の推移	3
2) 資源化量の推移	5
3) 最終（埋立）処分量の推移	7
2. ごみ処理に関する現状と課題	8
1) 排出抑制に関する課題	8
2) 資源化に関する課題	8
3) ごみの適正処理に関する課題	9
第3章 ごみ処理基本計画	11
1. 基本目標	11
2. 基本方針	11
3. 目標設定	13
1) 減量化目標	13
2) 資源化目標	14
3) 最終処分目標	14
4. 施策体系	15
5. 基本方針に基づく具体的施策	16
1) 基本方針実現のための施策	16
2) 基本方針1 減量化・再使用の推進	17
3) 基本方針2 再生利用の推進	19
4) 基本方針3 ごみの適正処理	20
第4章 食品ロス削減推進計画	23
1. 計画の趣旨	23
2. 現状把握	23
3. 食品ロス削減の考え方	24
4. 各主体の役割	24
5. 目標設定	25
6. 目標達成に向けた施策	25
第5章 し尿処理基本計画	27
1. 基本理念	27
2. 計画等	27
1) 計画期間	27

2) し尿・浄化槽汚泥の処理の現況	27
3) 処理施設の整備計画	28
4) し尿・浄化槽汚泥排出量の見通し	28
3. 基本計画で取り組む具体的な施策	29
1) し尿・浄化槽汚泥の処理	29
2) 災害時のし尿処理対策	29
第6章 計画の推進体制	30
 資料編	32
1. 地域特性	32
1) 自然環境	32
2) 社会環境	33
3) 生活環境	37
4) 都市環境	38
2. ごみ処理の実態と分析	40
1) ごみ排出量の実態及び性状	40
2) ごみの減量化・資源化の実績	43
3) ごみ処理システム	50
4) 一般廃棄物処理に関する経費	56
3. 人口推計	57
1) 人口の推計方法	57
2) 実施推移に基づいた推計	57
3) 国立社会保障・人口問題研究所	59
4) 関連計画	59
5) 推計人口比較	60
6) 本計画の推計人口	61
4. ごみ排出量の推計	62
1) 現状のまま推移した場合	62
2) 目標とするごみ排出量等の推計	66
3) ごみ排出量推計結果集計表	70

第1章 計画策定の趣旨

1. ごみ処理基本計画策定の目的

私たちは、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型のライフスタイルや社会活動により、物質的な豊かさを手に入れた一方で、環境負荷を増大させ、天然資源の枯渇や地球温暖化、気候変動に伴う豪雨災害、海洋プラスチックごみによる汚染、生物多様性の損失等、地球規模での環境問題を招いており、今日では国際的にその解決を図ることが人類共通の課題となっている。

このような中、2015年9月の国連サミットにおいて、持続可能でより良い社会を実現するための「持続可能な開発目標(SDGs)」が採択され、2030年までの達成が求められている。

国では、「環境基本法」や「循環型社会形成推進基本法」の制定をはじめ、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」の改正、各種リサイクル法の制定等、法整備が進められてきた。そして、近年では、持続可能な開発目標(SDGs)を達成するための取組を踏まえ、平成30年に環境基本計画、循環型社会形成推進基本計画を改定し、環境・経済・社会の統合的向上を実現するための具体的な方策を定めている。具体的な方策として、廃棄物関係では食品ロスや海洋プラスチックの対策が挙げられ、食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（令和2年3月31日閣議決定）、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年3月9日閣議決定）等の法整備が進められている。

出雲市（以下、「本市」と言う。）では、平成25年3月に策定した第2次出雲市ごみ処理基本計画の中間見直しを平成31年3月に実施し、同計画に基づいてごみ処理施策を実施してきた。しかし、同計画は計画期間が迫っているため、これまでのごみ処理施策を見直し、社会情勢の変化や様々な問題等に対応した、新たな計画の策定が必要となっている。また、持続可能でより良い社会を実現するためには、ごみの適正処理の実施にとどまらず、ごみの減量化や資源化を推進していくとともに、環境への負荷低減を図ることが求められている。

したがって、本市は、第3次出雲市ごみ処理基本計画（以下、「本計画」と言う。）を新たに策定することで、ごみ処理施策の実施を通して、持続可能でより良い社会を実現していくものとする。

出雲市を取り巻く社会情勢 2022（環境関係）



※出雲市総合振興計画 出雲新話 2030 より抜粋

2. 計画期間

本計画の期間は、令和 5 年度から令和 12 年度の 8 年間とし、令和 5 年度から令和 8 年度を前期、令和 9 年度から令和 12 年度を後期とする。また、令和 9 年度を中間年度とし、計画の進捗を確認し、必要に応じて見直しを行う。



図 1 計画期間

3. 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項に基づいて、廃棄物に関して市町村が策定するマスタープランであり、以下に示す法体系に位置づけられる。

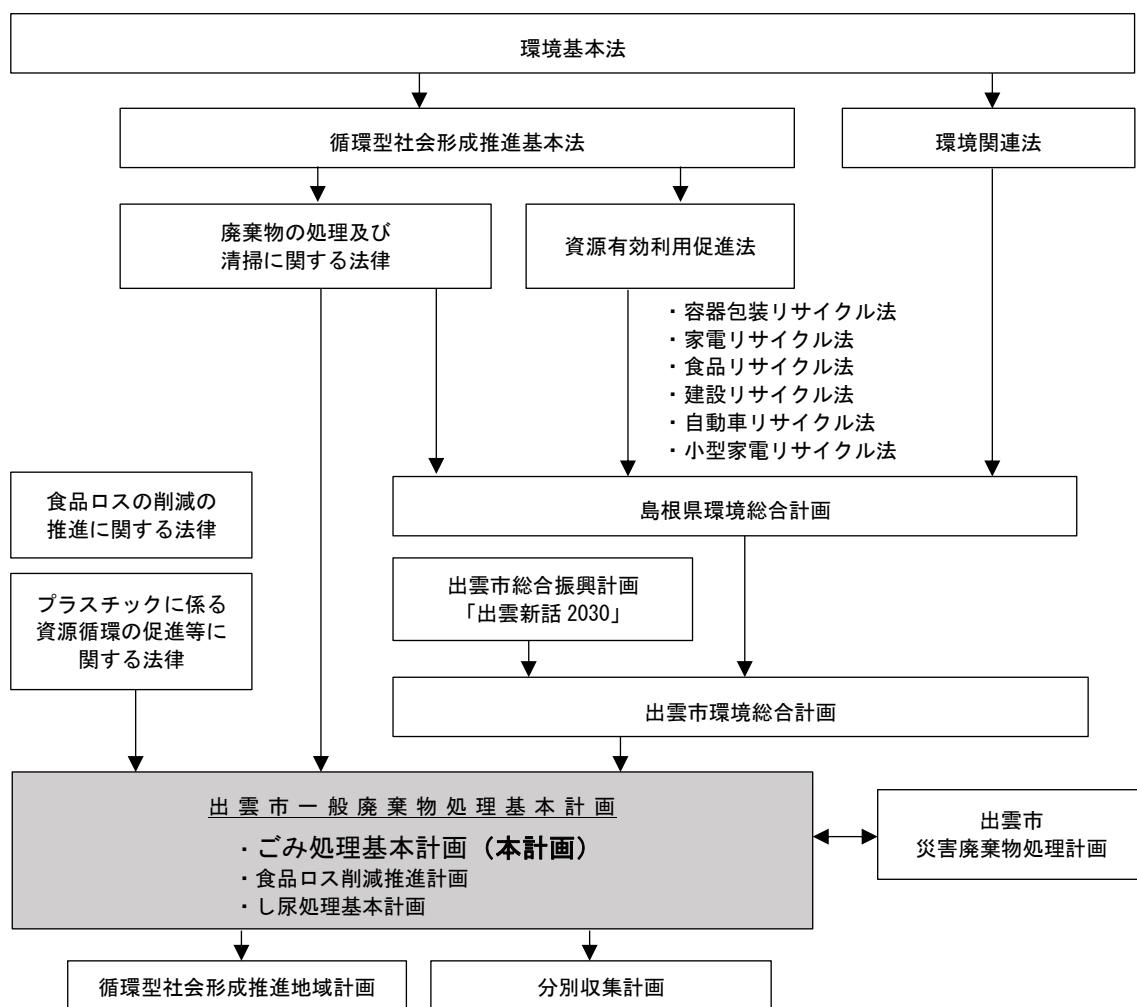


図 2 計画の位置づけ

第2章 ごみ処理の現状と課題

1. ごみ排出量・資源化量・最終処分量の推移

1) ごみ排出量の推移

年間ごみ排出量は、平成 24 年度から令和元年度まで概ね横ばいで推移しているが、令和 2 年度以降、減少した。一人一日あたりごみ排出量も同様に推移している。

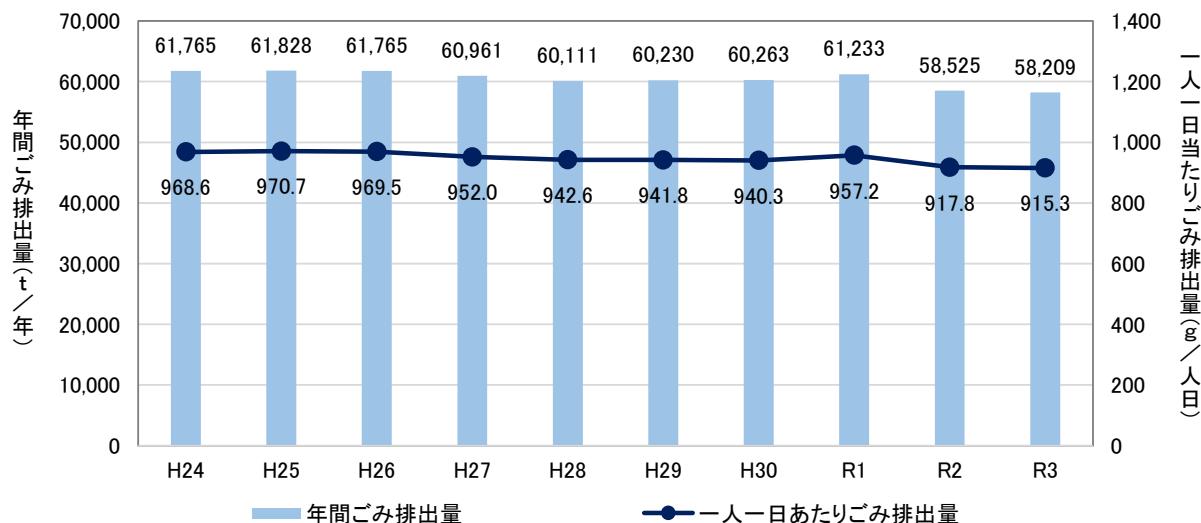


図 3 ごみ排出量の推移

家庭系ごみの排出量は、平成 24 年度から平成 30 年度にかけて減少しているが、令和元年度以降、概ね横ばいで推移している。事業系ごみ排出量は、平成 24 年度から令和元年度にかけて増加しているが、令和 2 年度に減少している。

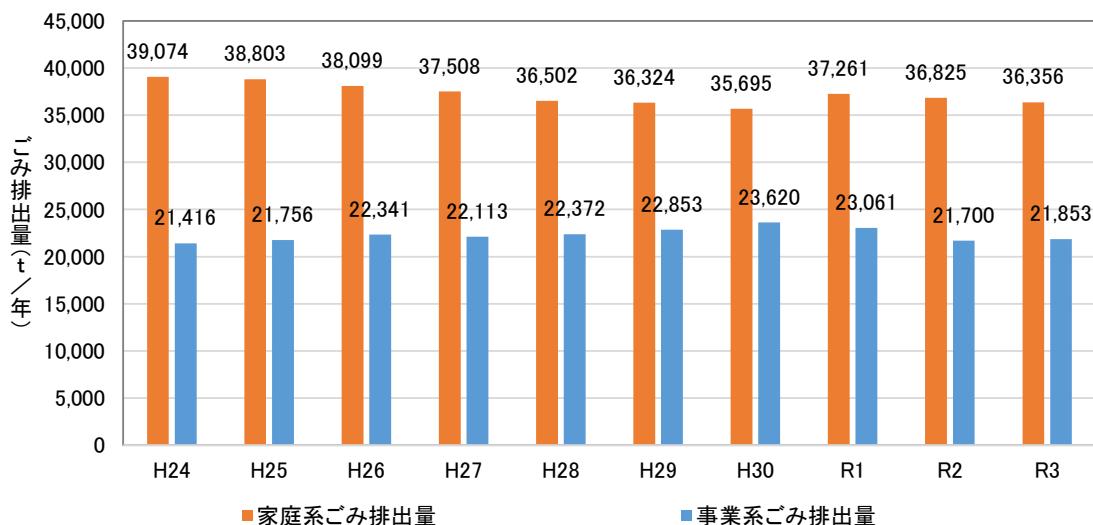


図 4 家庭系・事業系ごみ排出量の推移

種類別ごみ排出量では、可燃ごみが最も多くなっている。可燃ごみは、令和元年度まで増加しているが、令和2年度から減少している。不燃ごみは、過去10年間増加傾向であり、特に令和元年度から大きく増加している。資源ごみは、過去10年間減少傾向となっている。

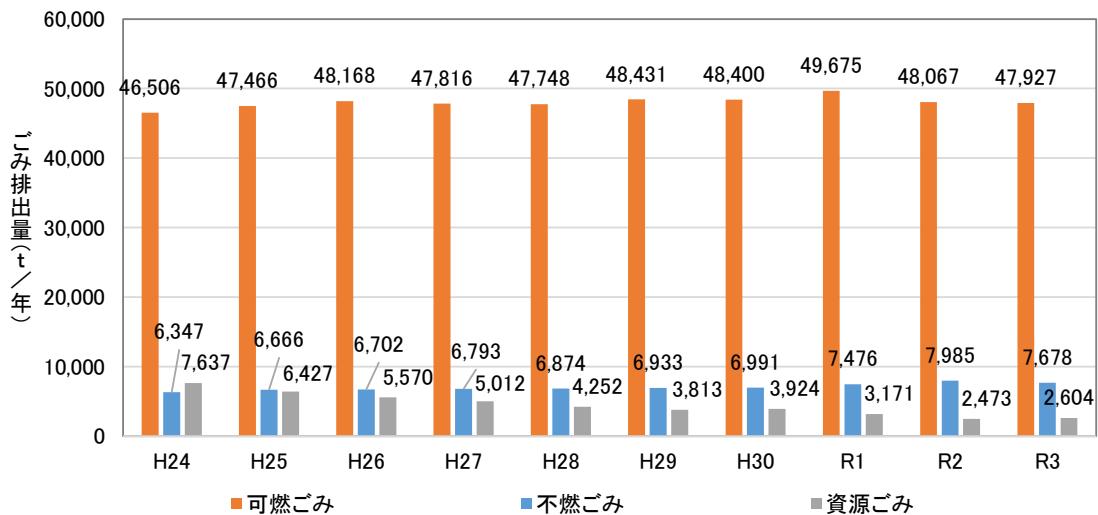


図5 種類別ごみ排出量の推移

ごみ排出量が、令和2年度に大きく減少した要因としては、新型コロナウイルス感染拡大により事業活動の縮小や停止を行った事業所が多かったことにより、事業系ごみが減少したと考えられる。一方で、種類別ごみ排出量を見ると、不燃ごみだけが増加していることから、災害や新型コロナウイルス感染拡大に伴い、各家庭や事業所で片付け等による廃棄が行われたと考えられる。

今後は、事業活動の再開や、世帯数の増加によるごみの排出量の増加が予想されるが、新型コロナウイルスの感染状況等によっては変動が想定される。

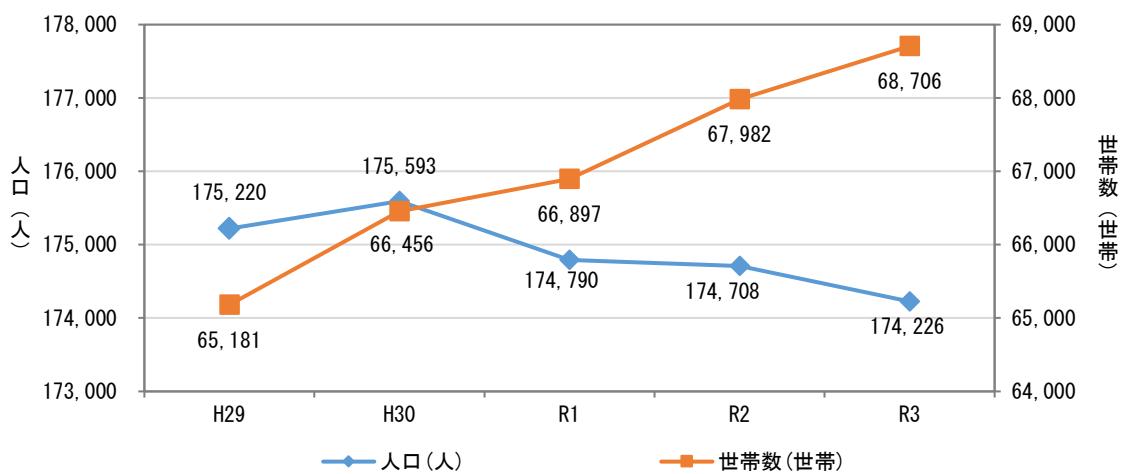


図6 出雲市的人口・世帯数の推移

2) 資源化量の推移

資源化量は、過去 10 年間において減少傾向となっており、資源化率も同様に推移している。

また、品目別資源化量を見ると、資源化量で多くを占めている品目は、紙類、木くず、鉄である。紙類は、過去 10 年間で減少傾向となっている。木くずと鉄は、増減する時期があるものの、概ね横ばいで推移している。

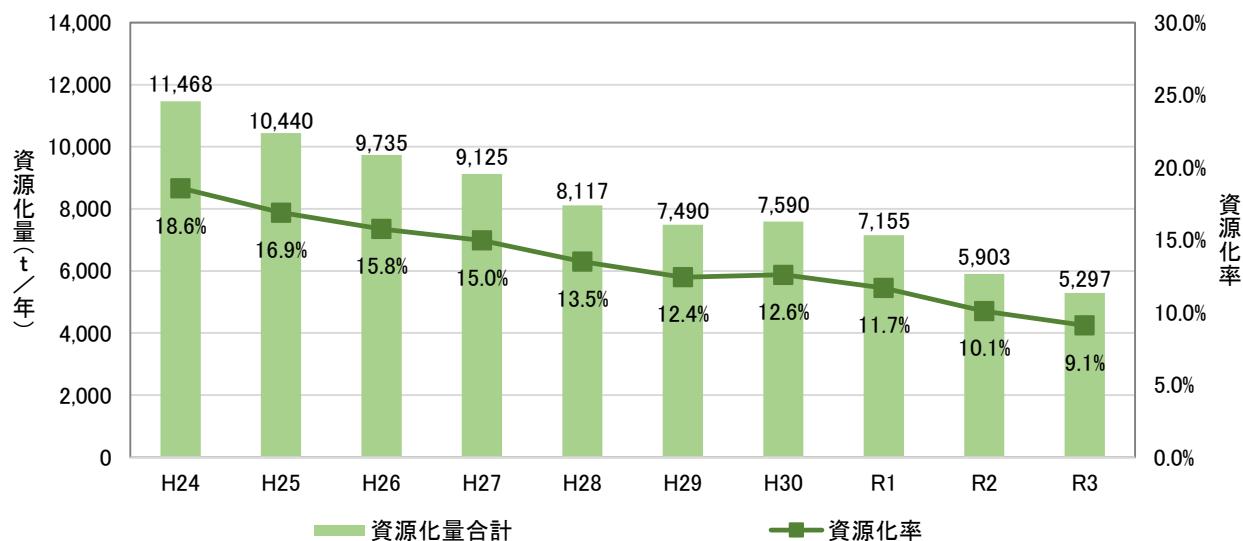


図 7 資源化量の推移

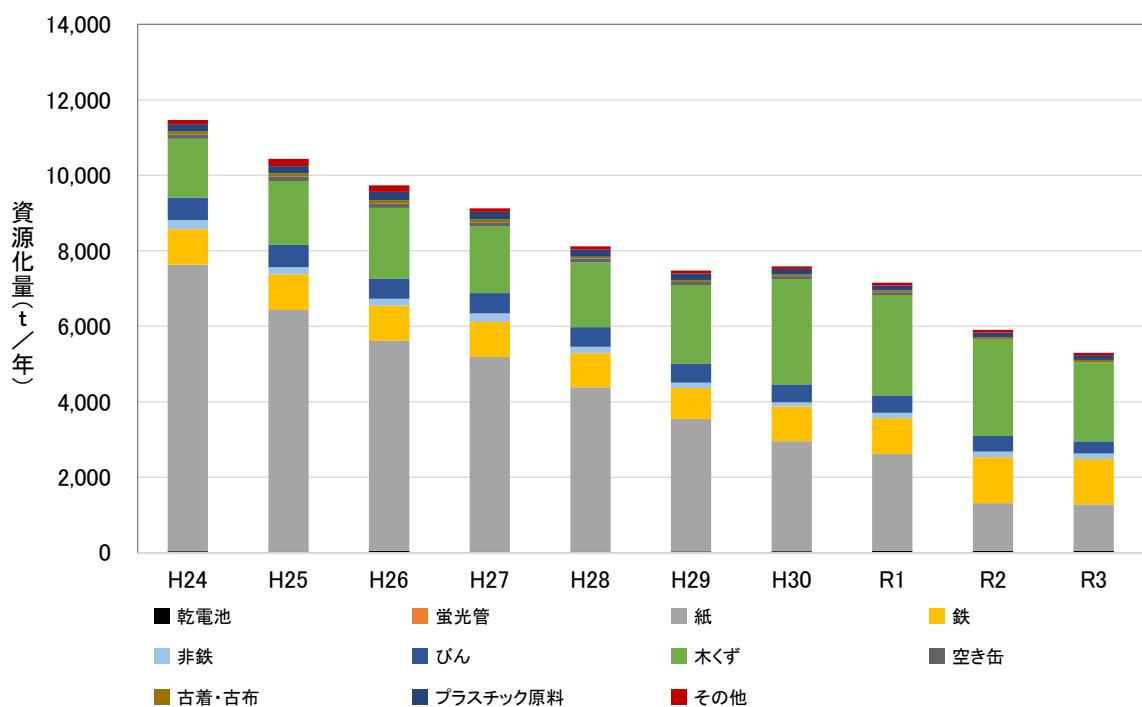


図 8 品目別資源化量の推移

なお、資源化量及び資源化率は、民間・店舗回収も含めると令和元年度まで増加傾向である。曜日の制約がない民間ステーションや店頭回収の利便性が高いことから、市の収集量は横ばいもしくは減少していくことが考えられる。

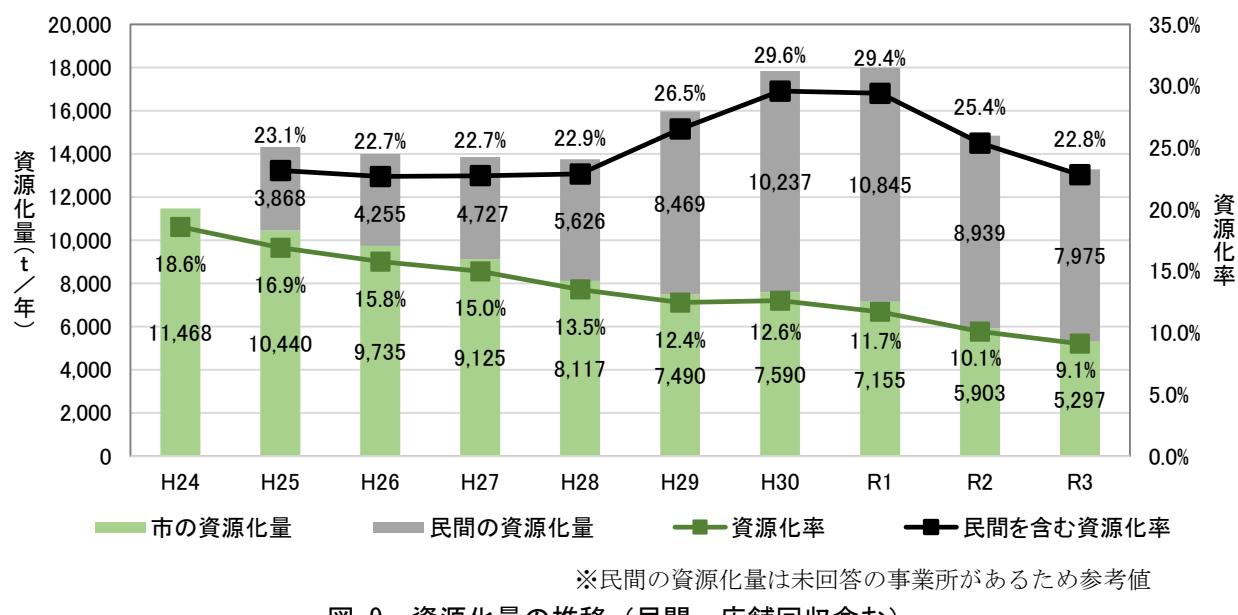


图 9 资源化量の推移（民間・店舗回収含む）

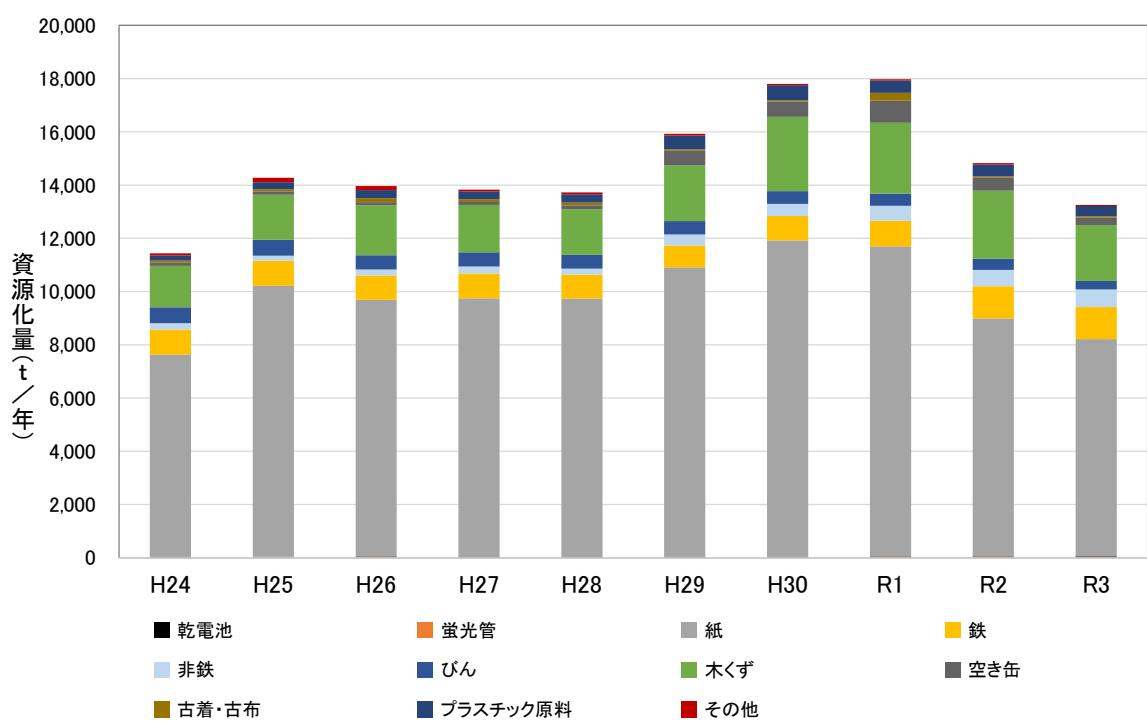


图 10 品目別资源化量の推移（民間・店舗回収含む）

3) 最終（埋立）処分量の推移

最終処分量、最終処分率は、増減する時期があるものの、過去 10 年間において概ね増加傾向となっている。

最終処分量の増加要因としては、埋立対象物が含まれる不燃ごみの増加が挙げられる。

不燃ごみの増加は、令和 2 年度以降は災害や新型コロナウイルス感染拡大に伴い、各家庭や事業所で片付け等による廃棄が行われたことが要因と考えられるが、令和 2 年度以前は、事業系不燃ごみだけ増加傾向であり、工業の製造品出荷額が増加傾向（p36 図 32 参照）であることを踏まえると、景気の変動による要因と考えられる。

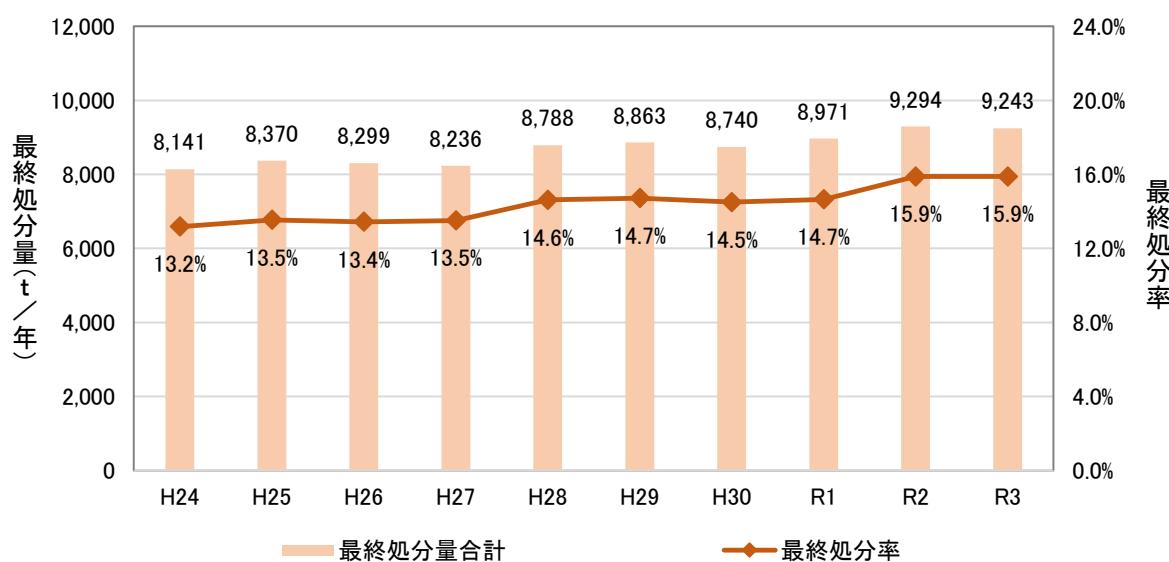


図 11 最終処分量の推移

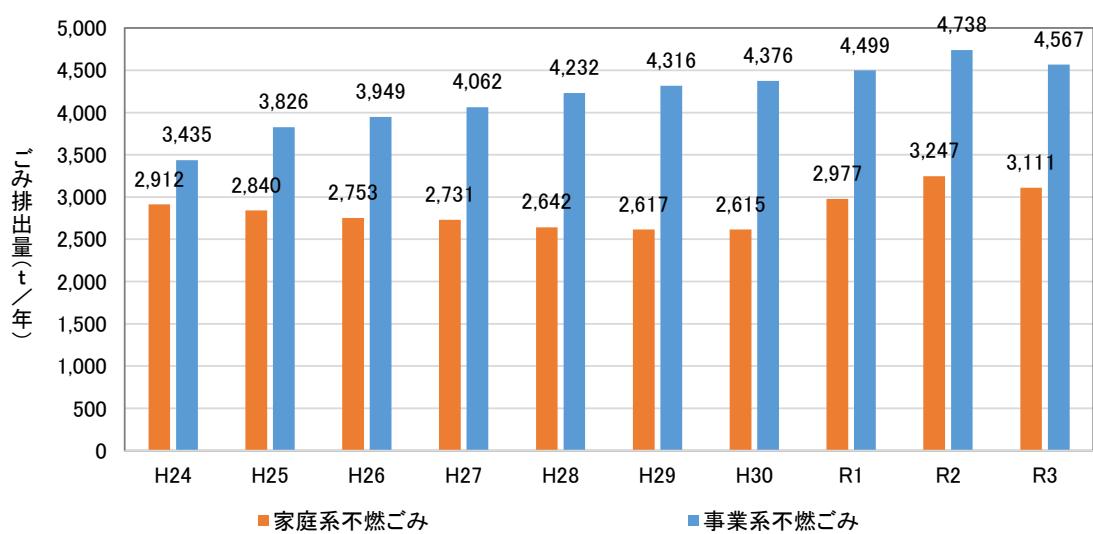


図 12 家庭系、事業系 不燃ごみの推移

2. ごみ処理に関する現状と課題

1) 排出抑制に関する課題

- 家庭系ごみの排出量は、横ばいで推移しており減少していない。
- 事業系ごみの排出量は、令和2年度から減少しているが、事業活動の再開やコロナ慣れ等の要因により、今後、増加することが想定される。
- ごみ排出量の多くを占める可燃ごみが、令和元年度まで増加傾向となっている。
- 不燃ごみが過去10年間増加しており、最終処分量にも影響している。
- 令和4年10月に実施したごみ組成調査では、手つかず食品や食べ残し（いわゆる食品ロス）が燃えるごみとして捨てられていることが確認された。食品ロスの削減の推進に関する法律が令和元年10月1日に施行されたことも踏まえ、今後、食品ロス削減の取組が必要である。



燃えるごみに含まれていた手つかず食品

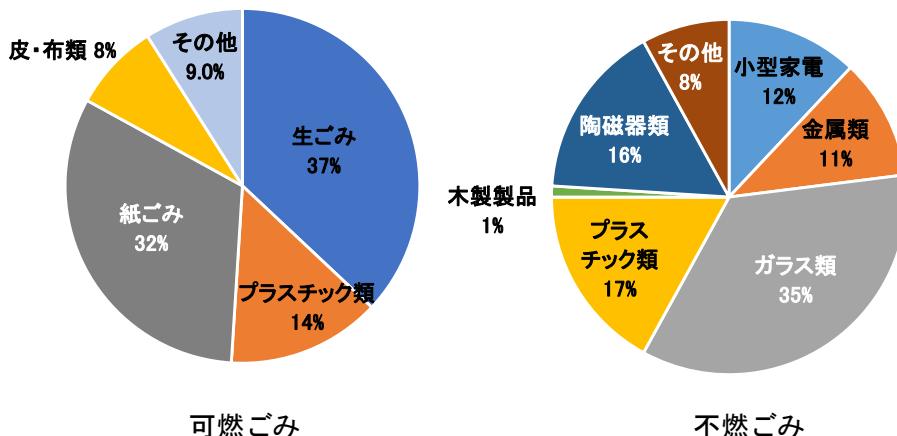


図 13 可燃ごみと不燃ごみの割合（令和4年10月調査）

2) 資源化に関する課題

- 引き続き、市民の資源物回収に対する意識向上に努める必要がある。
- 店頭回収との連携、店頭回収実施店舗のさらなる増加について検討する必要がある。
- 近年、スマートフォンの普及によりネットニュースや電子書籍の利用が増え、新聞や雑誌の発行部数が減少していることにより、全国的に紙類の回収量も減少傾向となることが予見される。今後、資源化量の目標設定にあたっては、社会的な動向も考慮して設定する必要がある。
- プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が令和4年4月に施行され、本市においても、プラスチック資源化に向けた取組が必要である。

3) ごみの適正処理に関する課題

(1) 分別

- 本市では廃棄物の抑制（リデュース）、再利用（リユース）、再生利用（リサイクル）を推進しているが、家庭や事業所から出されるごみの中には、リサイクル可能な資源ごみが含まれている。令和4年10月に実施したごみ組成調査においても、資源ごみであるびん類が埋立ごみに多く混入していることを確認した。引き続き適正な分別の啓発を行っていく必要がある。
- リサイクルステーション設置など、市民が廃棄物をより出しやすい環境整備と、分別収集されたものが、どのような製品に生まれ変わらのか市民に分かりやすく周知していく必要がある。

(2) 収集・運搬

- 高齢化が進むことにより、ごみ排出困難者も増加することが懸念される。

(3) 中間処理

- 適切な中間処理を継続するため、老朽化している各廃棄物処理施設の維持管理が必要である。
- 市内には不燃ごみ処理施設が4か所あり、また、施設によって機械設備や処理可能なごみの種類も異なることから、処理体制が複雑かつ非効率となっている。

(4) 最終処分

- 最終処分場の残余容量に注意し、適切な時期に整備を行なう必要がある。

(5) 災害対策

- 近年多発する災害を踏まえ、平成29年3月に策定した出雲市災害廃棄物処理計画の更新が必要である。

(6) その他

- ごみの排出抑制、資源化は、行政だけではできることに限りがあるため、市民・事業者と協力・連携した取組が必要である。
- ごみの排出抑制、資源化を通して、持続可能な開発目標（SDGs）の達成にも貢献することが求められる。

※食品ロスの削減の推進に関する法律とは

食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的として、令和元年10月1日に施行された法律。

参考：消費者庁ホームページ

※プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律とは

これまで、同じプラスチックという素材であるにも関わらず、プラスチック製容器包装とプラスチック使用製品が異なる扱いとなっており、住民にとってわかりにくい状況にあった。

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律は、住民にわかりやすい分別ルールとすることを通じてプラスチック資源収集量の拡大を図ることを目指し、プラスチック製容器包装のみならず、それ以外のプラスチック使用製品廃棄物についてもリサイクルを可能とする仕組みを設けることを目的として、令和4年4月に施行された法律。

参考：プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引き 令和4年1月 環境省

※持続可能な開発目標（SDGs）とは

2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標である。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成されている。



第3章 ごみ処理基本計画

1. 基本目標

出雲市環境総合計画では、環境の将来像を「神話から未来へと 環境をともに守りつなぐまち・出雲」とし、基本目標の一つに“「もったいない」の心で築く 3R のまち”を掲げている。

本計画においても “「もったいない」の心で築く 3R のまち”を基本目標とし、ごみ処理施策を通して資源の循環を図り、環境への負荷の少ない持続可能でより良い社会の実現を目指すものとする。

2. 基本方針

基本方針は、基本目標が達成されるように、「減量化・再使用の推進」「再生利用の推進」「ごみの適正処理」の3方針を設定する。

本計画では、基本方針に基づいた施策を推進することで、基本目標だけでなく、持続可能な開発目標(SDGs)の達成にも貢献していく。また、市民や事業者の協力が不可欠であることから、情報発信や環境教育も重点的に取り組んでいく。

基本目標：「もったいない」の心で築く 3R のまち

基本方針実現 のための施策

- ・情報発信
- ・環境教育

基本方針 1：減量化・再使用の推進

基本方針 2：再生利用の推進

基本方針 3：ごみの適正処理

関係する持続可能な開発目標 (SDGs)



4. 質の高い教育をみんなに
すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



13. 気候変動に具体的な対策を
気候変動とその影響に立つ向かうため、緊急対策を取る



7. エネルギーをみんなに そしてクリーンに
手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する



14. 海の豊かさを守ろう
海洋と海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



9. 産業と技術革新の基盤をつくろう
レジリエントなインフラを整備し、持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る



15. 陸の豊かさも守ろう
森林の持続可能な監理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る



11. 住み続けられるまちづくりを
都市を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする



17. パートナーシップで目標を達成しよう
持続可能な開発に向けてグローバル・パートナーシップを活性化する



12. つくる責任 つかう責任
持続可能な消費と生産パターンを確保する

また、持続可能な循環型社会の形成を推進するため、「出雲市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」に基づいて市民・事業者・行政が連携を図り、各主体が役割と責任を果たすことで、廃棄物の抑制(Reduce)、再利用(Reuse)、再生利用(Recycle)の取組を市民、事業者、行政の協働により推進する。

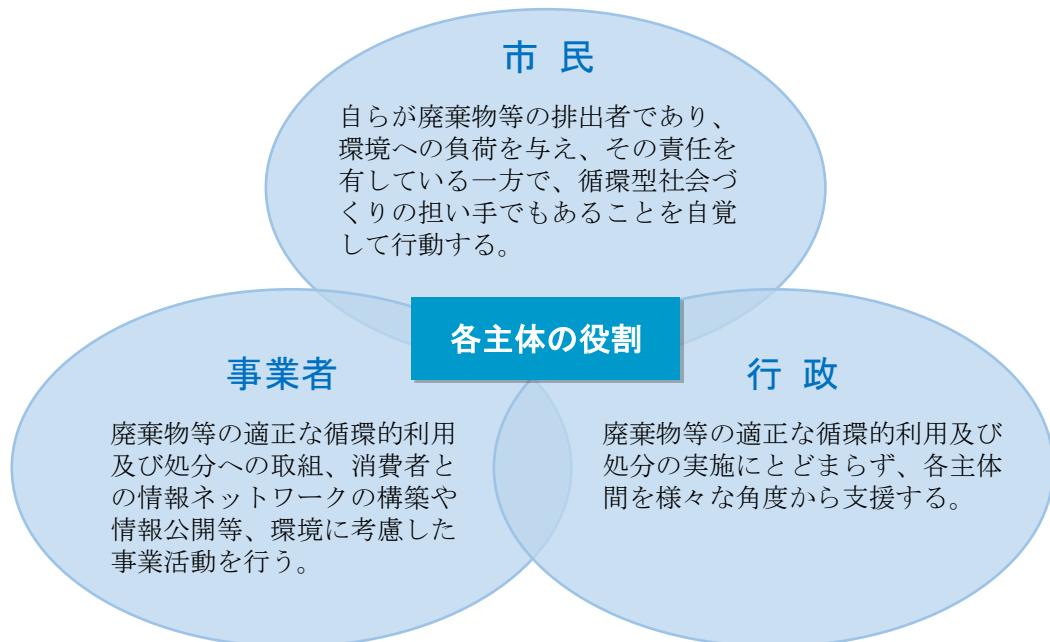


図 14 各主体の役割

出雲市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（抜粋）

（市の責務）

第3条 市は、一般廃棄物の発生を抑制するため、減量化、資源化を推進するとともに、一般廃棄物の適正処理及び地域の清潔の保持を図るための施策を講じなければならない。

2 市は、前項の責務を果たすため、市民及び事業者の意識の啓発を図り、必要な情報の収集及び調査、研究等に努めなければならない。

（市民の責務）

第4条 市民は、分別排出の促進等により、減量化、資源化、廃棄物の適正及び地域の清潔の保持を推進するとともに、その実施に当たっては、相互に協力するよう努めなければならない。

2 市民は、減量化、資源化、廃棄物の適正処理及び地域の清潔の保持に関する市の施策に積極的に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、事業活動を行うに当たり、減量化、資源化及び地域の清潔の保持に努めるとともに、事業活動に伴って発生した廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、減量化、資源化、廃棄物の適正処理及び地域の清潔の保持に関する市の施策に積極的に協力しなければならない。

3. 目標設定

本計画の目標は、減量化、資源化、最終処分の3項目について設定する。各目標は、基本方針に基づいた施策を計画的に実施することで達成を目指す。

1) 減量化目標

ごみ排出量は、今後対策を行わない場合、1人1日あたりのごみ排出量が増加するが、人口減少が進むことで、年間量としては僅かに減少することが見込まれる。

本計画では、3Rの取組を推進することで、年間ごみ排出量をさらに減少させ、令和12年度までに4%減量化（令和3年度比）することを目標とする。

減量化目標 : 令和12年度までに4%減量化（令和3年度比）

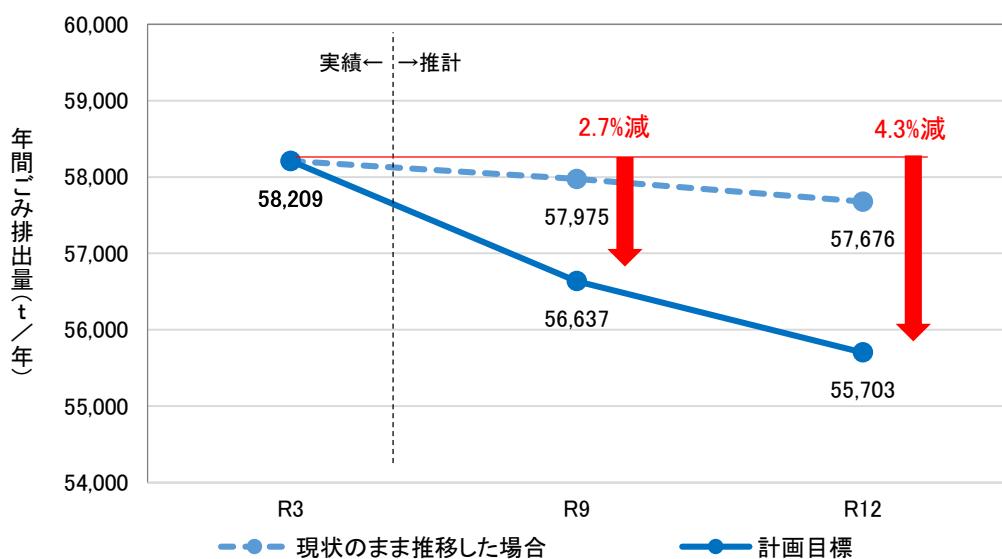


図 15 ごみ排出量の推計

表 1 ごみ排出量の推計 詳細

項目		R3	R9	R12
現状のまま 推移した場合	年間ごみ排出量	(t/年)	58,209	57,975
	1人1日あたりごみ排出量	(g/人日)	915.3	919.0
計画目標	年間ごみ排出量	(t/年)	58,209	56,637
	1人1日あたりごみ排出量	(g/人日)	915.3	897.8
	減量化率 (R3 比)	—	—	-4.3%

2) 資源化目標

資源化率は、古紙の減少や民間回収施設の充実等により、減少する見込みである。

本計画では、可燃ごみや不燃ごみに混入している資源化可能物（新聞や雑誌、缶類、ビン類など）の分別徹底や、布類のリユースを徹底することで、資源化率9%以上を維持することを目標とする。

資源化目標 : 資源化率9%以上を維持

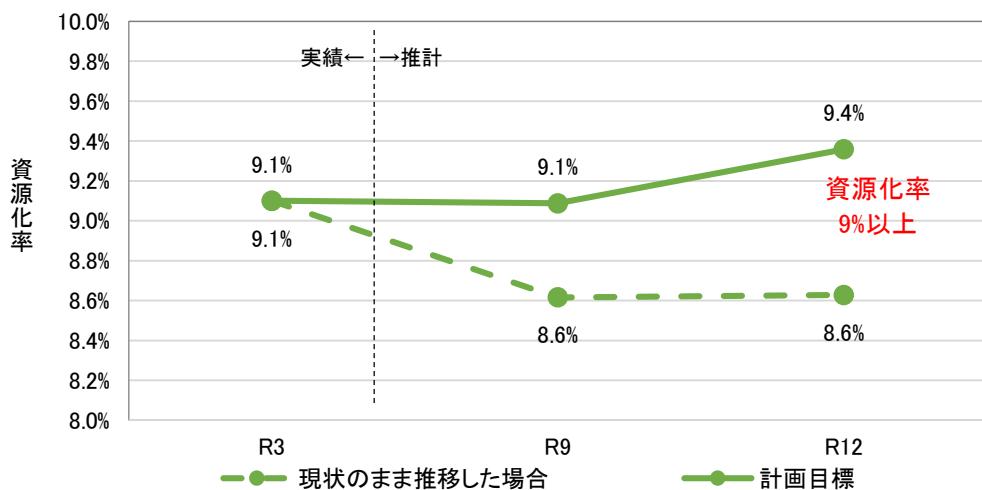


図 16 資源化率の推計

3) 最終処分目標

本計画は、ごみの減量化と資源化を推進することで、最終処分量を令和12年度までに5%減量化（令和3年度比）することを目標とする。

最終処分目標 : 令和12年度までに5%減量化（令和3年度比）

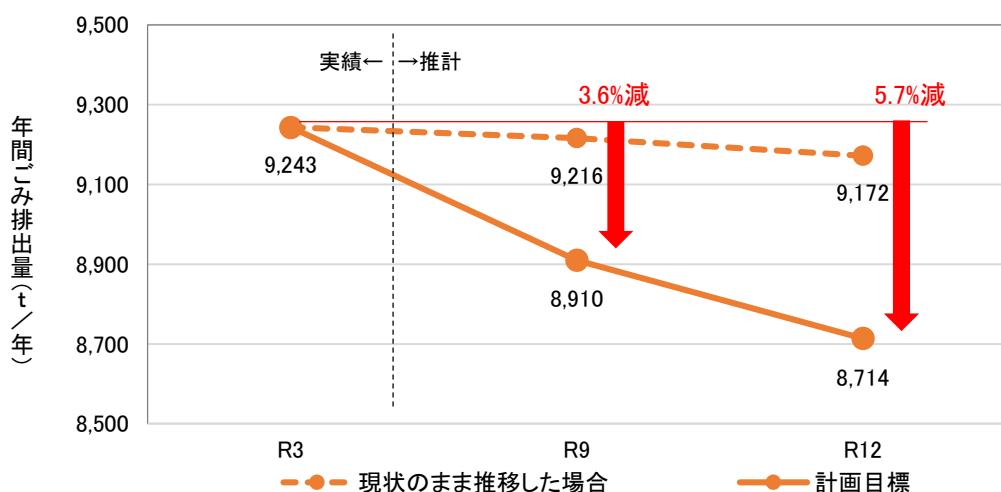


図 17 最終処分量の推計

4. 施策体系

基本方針に基づいた施策は、以下のとおり設定する。目標達成のために特に重要な施策は、「重点施策」として位置づけ、計画的に実施していくものとする。また、基本方針実現のための施策として、情報発信や環境教育も同様に「重点施策」として位置づけ、実施していく。

表 2 施策体系

基本方針	施策		
基本方針 実現のための施策	1	情報発信	様々な広報媒体を通じた情報発信
	2	環境教育	環境教育の機会提供、質の向上
基本方針1 減量化・再使用の推進	3	食品ロス削減の推進	重点
	4	生ごみの水切りの推進	重点
	5	事業所ごみの減量化推進	重点
	6	市内の民間リサイクルショップ及びリサイクルステーションの紹介	重点
	7	ばら売り・量り売り店舗の紹介	重点
	8	マイバック運動の推進	
	9	古着の回収拠点の拡充	重点
	10	ごみ処理手数料の検討	
	11	しまエコショップ制度の啓発	
基本方針2 再生利用の推進	12	プラスチック資源化の検討	重点
	13	リサイクルステーションの適正配置	重点
	14	事業者への3R推進	重点
	15	店頭回収実施店舗との連携	重点
基本方針3 ごみの適正処理	16	分別	正しい分別区分の周知徹底
	17		ごみ集積施設設置の助成
	18		ごみ組成調査の実施
	19	収集・運搬	実態に則した収集・運搬体制の構築
	20		ごみ排出困難者への対応
	21	中間処理	廃棄物処理施設の維持管理
	22		不燃ごみ処理施設の統廃合についての検討
	23	最終処分	最終処分場の維持管理
	24	その他	災害廃棄物の処理
	25		不法投棄対策

5. 基本方針に基づく具体的施策

施策体系に示した施策の具体的な内容は、以下のとおりとする。

1) 基本方針実現のための施策

基本方針実現のための施策は、ごみ減量化や資源化のための情報発信や環境教育を実施することで、各施策が市民や事業者に周知され、廃棄物の3Rの取組が推進されるようを行うものとする。

施策 1：情報発信【重点】

国や事業者（製造、流通、販売、処理など）の動向等、常に情報収集を行い、本市の現状と照らし合わせ、必要な情報発信を行う。情報発信には、広報いとも、環境情報サイト「エコなび」、ごみ出しあたすけアプリ「さんあ～る」、市SNS等の様々な広報媒体を活用する。



環境情報サイト「エコなび」



ごみ出しあたすけアプリ「さんあ～る」

施策 2：環境教育【重点】

環境教育は、施設見学会や地域でのごみ減量化研修会、小学生を対象としたごみ減量化教室等を開催することで、ごみの減量化や資源化等に関する取組の普及啓発を行う。

また、ごみの減量に関する取組を積極的に実践している「ごみ減量化アドバイザー」の育成を行い、ごみ減量化アドバイザーと連携した環境教育を実施する。



施設見学会の様子



地域でのごみ減量化研修会の様子

2) 基本方針 1 減量化・再使用の推進

基本方針 1 では、ごみの減量化や再使用に繋がる施策を中心に実施する。

施策 3：食品ロス削減の推進【重点】

後述「第 4 章 食品ロス削減推進計画」に基づき、食品ロス削減に向けた取組を行う。

施策 4：生ごみの水切りの推進【重点】

生ごみ水切りの方法、減量効果について普及啓発を行う。



生ごみ水切りの方法、減量効果

施策 5：事業所ごみの減量化推進【重点】

事業系ごみ減量化について、「事業ごみの分け方・出し方ガイドブック」を用いて普及啓発を行う。

施策 6：市内の民間リサイクルショップ及び

リサイクルステーションの紹介【重点】

市内の民間リサイクルショップ及びリサイクルステーションについて、市ホームページ等を通じて紹介することにより、不用品の再使用やリサイクルの普及啓発を行う。

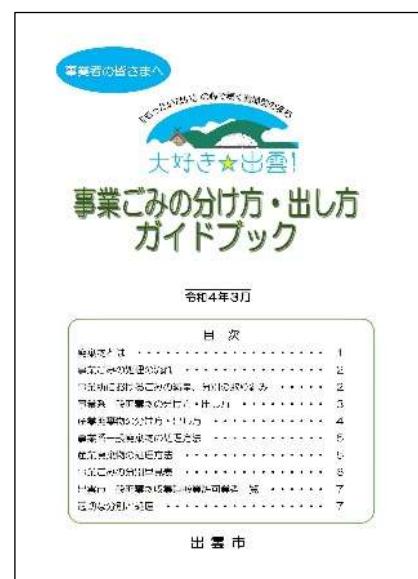
施策 7：ばら売り・量り売り店舗の紹介【重点】

ばら売り・量り売りを行っている店舗について、市ホームページ等を通じて市民に紹介することにより、ばら売り・量り売りの利用や実施店舗の増加を促す。

また、買い物の際に過剰包装を断ることの普及啓発を行い、事業者に対しては、過剰包装を控えることについて、普及啓発を行う。

施策 8：マイバック運動の推進

マイバック持参運動を継続することでレジ袋を削減し、ごみの減量化やプラスチックごみの削減に取り組む。



事業ごみの分け方・出し方
ガイドブック



リサイクルステーションの様子

施策 9：古着の回収拠点の拡充【重点】

市内に古着の回収拠点を増設し、可燃ごみとして捨てられる古着等の再利用と普及啓発を行う。

施策 10：ごみ処理手数料の検討

ごみ処理手数料について、ごみ処理行政における総合的な収支を勘案し、必要に応じた見直しを検討する。

また、ごみ処理手数料の変更に結びつく情報（ごみの排出量の推移や施設の稼働状況等）を定期的に情報発信することで、ごみの減量化等を市民に促す。

施策 11：しまエコショップ制度との連携

しまエコショップ制度とは、簡易包装の実践や資源ごみの店頭回収の実施等、ごみの減量化や資源化に取り組んでいる店を登録し、登録店を島根県ホームページ等で消費者に対して広く周知・PR するものである。

しまエコショップ制度の活用について、事業者に普及啓発を行う。

3) 基本方針2 再生利用の推進

基本方針2では、ごみの再生利用に繋がる施策を中心に実施する。

施策12：プラスチック資源化の検討【重点】

新たに施行した「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づいたプラスチックの資源化について検討する。

プラスチック資源化のイメージ

プラスチックは、えらんで、減らして、リサイクル！

プラスチックは、現代社会に不可欠な素材である一方、2050年カーボンニュートラルや新たな海洋汚染をゼロにする大阪ブルー・オーシャン・ビジョンの達成など、プラスチックをとりまく様々な環境問題に対応していくには、プラスチックの資源循環を加速し、循環型社会へ移行していくことが必要です。プラスチック製品の設計から排出・回収・リサイクルに至るまで、プラスチックのライフサイクル全般に関わる事業者・自治体・消費者の皆様で、3R+Renewableに取り組んでいきましょう。



※「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の普及啓発ページ 環境省

施策13：リサイクルステーションの適正配置【重点】

資源回収量や市民の要望等を基に、民間廃棄物処理事業者との連携によるリサイクルステーション設置等により、回収拠点の拡大を行う。

施策14：事業者への3R推進【重点】

事業所ごみの減量化推進（施策5参照）と併せて、3Rについても「事業ごみの分け方・出し方ガイドブック」を用いて普及啓発を行う。

施策15：店頭回収実施店舗との連携【重点】

スーパー等が行う食品トレイや牛乳パック等の店頭回収を支援することで、さらなる回収品目の拡大や、店頭回収を実施する店舗の増加を促す。そして、店頭回収を実施している店舗と協力し、資源回収に努める。

4) 基本方針3 ごみの適正処理

基本方針3では、ごみの適正処理に繋がる施策として、分別や収集・運搬、中間処理、最終処分に関する施策を中心に実施する。

施策 16：正しい分別区分の周知徹底【重点】

より一層のごみの正しい分別を図るため、「出雲市 ごみの分け方・出し方ガイドブック」、「事業ごみの分け方・出し方ガイドブック（施策5参照）」を活用し、家庭、事業所から排出されるごみの適正な分別方法の周知、意識の高揚に努める。

また、イベント等が行われる際には、主催者に対して、資源ごみの分別・回収等について啓発を行う。



出雲市 ごみの分け方・出し方
ガイドブック

施策 17：ごみ集積施設設置の助成

ごみ処理の迅速化と良好な生活環境の保持のため、引き続き、ごみ集積施設を設置する自治会等に設置経費の一部助成を行う。

施策 18：ごみ組成調査の実施

ごみ組成調査を定期的に実施することで、分別不適物の混入状況等を把握し、情報発信や環境教育に活用する。また、市内の廃棄物処理施設に直接持ち込まれたごみの展開検査も行うことで、分別不適物の指導を行う。

施策 19：実態に則した収集・運搬体制の構築

収集地域は、本市の行政区域全域とし、現行の収集・運搬体制を維持する。

なお、分別区分の見直しや収集量の増減等によって、現行の収集・運搬体制が実態に合わなくなつた場合、その都度見直す。また、デジタル活用等による効率的なごみ収集体制の構築を行う。

表 3 収集・運搬体制

項目	収集方法	収集回数	排出容器
燃えるごみ	集積施設・戸別	週2回	指定袋・収集券
破砕ごみ		月1~2回	
埋立ごみ		月1回	
使用済蛍光管		月1回	購入時の箱
使用済筒型乾電池		月1回	透明または半透明の袋
飲料用空き缶		月1~2回	指定袋
空きびん		月1回	
ペットボトル		月1回	
古紙	拠点・集積施設	週2回~月1回	紐でしばる
廃食用油	拠点	随時	—
割りばし		週2回	透明・半透明
古着	戸別	月1回	収集券
粗大ごみ	戸別	月1回	—

施策 20：ごみ搬出困難者への対応

高齢者や障がいのある方で、ごみを集積場まで持ち出すことが困難な世帯について、福祉行政と連携を図りながら対応する。

施策 21：廃棄物処理施設の維持管理

市内の廃棄物処理施設の維持管理を適正に努めることで、突発的な機器の故障等による処理の停止を未然に防ぎ、ごみの適正処理体制を維持する。

施策 22：不燃ごみ処理施設の統廃合についての検討

不燃ごみ処理施設は、市内4か所に分散しており、いずれも供用開始から長期間が経過し、老朽化が進行している。今後、効率的な不燃ごみ処理体制の構築の観点から、不燃ごみ処理施設の統廃合について検討する。

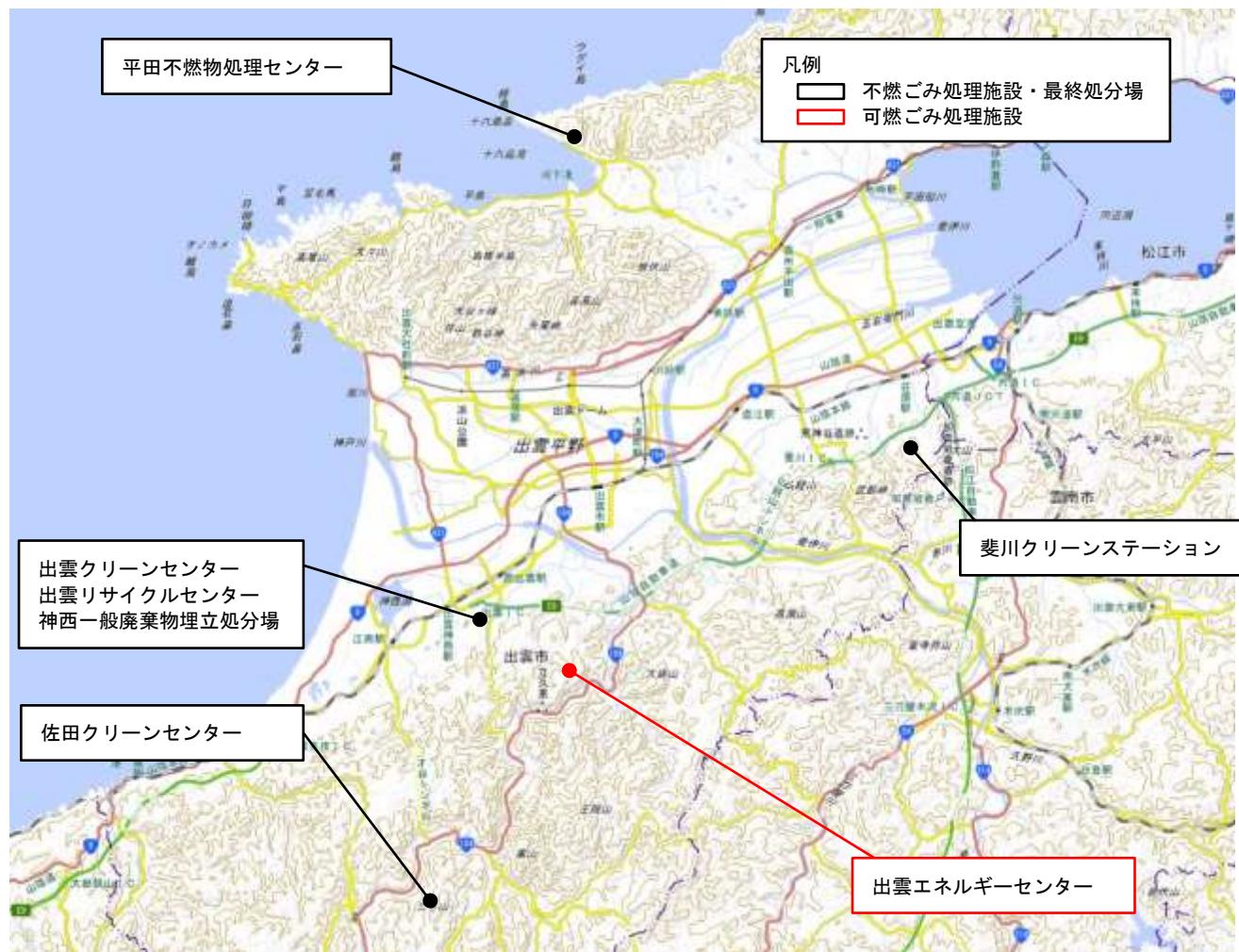


図 18 廃棄物処理施設の位置図

施策 23：最終処分場の維持管理

市内の最終処分場の維持管理を適正に努めるとともに、残余容量を適時把握する。

施策 24：災害廃棄物の処理

近年、全国各地で大規模災害が相次いで発生し、膨大な量の災害廃棄物が発生している。本市においても、災害廃棄物を迅速かつ適切に処理するため「出雲市災害廃棄物処理計画（平成29年3月）」を策定している。今後は、同計画に基づく職員の教育訓練・研修の実施や、国・県・他市町・その他関係機関との連携調整を行う。

施策 25：不法投棄対策

不法投棄や不適正排出の防止に向けて、監視・指導体制を強化する。

第4章 食品ロス削減推進計画

1. 計画の趣旨

私たちが毎日口にしている食べ物は自然の恵みで作られており、私たちは「食」のために自然資源を毎日消費している。しかし、本来食べられるにも関わらず廃棄されている「食品ロス」は、食品の生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に、多量に発生している。

食品ロスの削減は、限りある自然資源を未来につなげるために、持続可能な開発目標（SDGs）のひとつである「12. つくる責任 つかう責任」において、重要な柱として位置づけられている。

また、世界には飢えや栄養不良で苦しんでいる人々が約8億人いるとされていることから、食品ロスの削減は、持続可能な開発目標（SDGs）の「1. 貧困を無くそう」「2. 飢餓をゼロに」の達成にもつながる。

このような状況から、国は、食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（令和2年3月31日閣議決定）において、市町村が食品ロス削減推進計画を策定し、それぞれの地域の特性を踏まえた食品ロスの削減を推進することを求めている。

以上のことから、本市は、本計画と整合を図った食品ロス削減推進計画を策定することで、ごみの減量化等と共に食品ロス削減に取り組むものとする。

2. 現状把握

全世界では、食料生産量の3分の1にあたる約13億tもの食料が毎年廃棄されている。

日本国内の食品ロスは、2019年度において570万tと推計されており、国民1人当たり食品ロス量は、1日約113g（茶碗一杯分のご飯の量）と言われている。

本市の食品ロス発生量は、正確には推計されていない。ただし、令和4年10月に実施したごみ組成調査において、燃えるごみに食品ロスが含まれていることが確認されている。



燃えるごみに含まれていた手つかず食品

国民1人当たり食品ロス量

1日 約113g

※ 茶碗約1杯（約150g）のご飯の量に近い量

年間 約41kg

※ 年間1人当たりの米の消費量（約53kg）に近い量



資料：総務省人口推計(2020年10月1日)
令和元年度食料需給表（確定値）

3. 食品ロス削減の考え方

食品ロス削減は、食品の生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に発生していることを踏まえ、行政だけでなく、市民と事業者と共に協力して取り組む必要がある。

また、食品ロス削減は、ごみ減量化や資源化等にも関連するため、本計画における重点施策と共に実施していくことが求められる。

4. 各主体の役割

食品ロス削減にあたって、市民と事業者、行政が協力して取り組むため、それぞれの役割を以下のとおりとする。

市民

- ・食品ロスの問題に対して関心を持つ
- ・エコレシピの実践、ローリングストック等、食品ロス削減に繋がる取組を実施
- ・家庭で余っている食品があれば、フードドライブ事業等に提供する

事業者

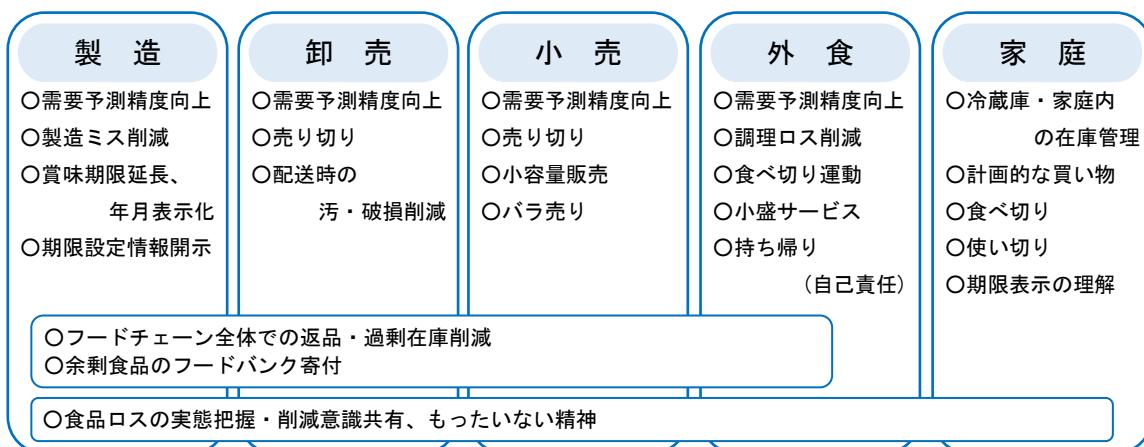
- ・自らの事業活動に伴う食品ロスを把握し、食品ロス削減に配慮した事業を行う
- ・食品ロスが発生してしまう場合は堆肥化や飼料化、フードバンク事業への提供等を行う

行政

- ・食品ロス削減に関する情報を適時収集する
- ・食品ロスに関する情報を適時発信し、食品ロス削減の普及啓発を行う

<食品ロス削減に向けてできること>

- 食品ロスの発生には、直接的・間接的に様々な要因が複雑にかかわっており、ある特定の立場の者に削減の責任があるわけではない。
- それぞれの立場で取り組むこと、協力しながら取り組むことを、できることから着実に進めていくことが大切である。



5. 目標設定

本市において、食品ロスは、令和4年10月に実施したごみ組成調査により、燃やせるごみに約3%含まれていることが確認されている。

食品ロス削減計画の目標としては、本計画のごみ減量化目標が達成されるように、次項に示す「6. 目標達成に向けた施策」を実施することで、燃やせるごみに食品ロスが含まれる割合をできる限り削減することとする。

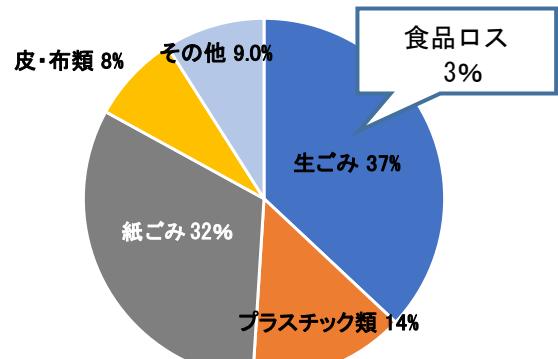


図19 燃やせるごみの組成

6. 目標達成に向けた施策

食品ロス削減の目標達成に向けた施策は、以下のとおり、市民や事業者の食品ロス削減への意識高揚に繋がるような内容を中心として実施する。

施策1 食品ロス削減に関する情報発信

国や他自治体での食品ロス削減に関する取組について情報を収集し、市民や事業者に対して情報発信を行う。

施策2 食品ロスをテーマとした環境学習の実施

施設見学会や地域でのごみ減量研修会、小学生を対象としたごみ減量化教室において、食品ロスをテーマとした環境学習を実施する。

施策3 食品ロス削減の普及啓発パンフレットやポスターの作成

食品ロス削減をテーマとしたパンフレットやポスターを作成し、食品ロス削減を市民や事業者に対して呼びかけを行う。

施策4 てまえどりの普及啓発

購入してすぐ食べる場合には、商品棚の手前にある商品、販売期限の迫った商品を優先的に選ぶことを普及啓発する。

施策5 イベントブースでの食品ロス削減を呼びかけ

市内で行われるイベントにおいて食品が提供される際には、イベント主催者に対して、食品ロス削減を意識した調理や料理の実践について呼びかける。



てまえどりの啓発資料

施策 6 ごみ組成調査による食品ロス発生状況の把握

ごみ組成調査を定期的に実施し、本市における食品ロスの発生状況を把握する。また、本市の食品ロス発生量を正確に推計する。

施策 7 ローリングストックの普及啓発

ローリングストックとは、普段から少し多めに食材を買っておき、使ったら使った分だけ新しく買い足していくことで、常に一定量の食料を家に備蓄しておくことである。普段食べている食品を期限内に食べることができ、災害時には備蓄食料として活用できるメリットがある。今後、ローリングストックの実践について普及啓発を行う。

施策 8 フードバンク事業・フードドライブ事業

不要な食材を出雲市社会福祉協議会が実施しているフードバンク事業・フードドライブ事業に寄付することについて普及啓発を行う。

なお、フードバンク事業は、事業者を対象に食品を回収するものであり、フードドライブ事業は、イベント等で市民から食品を回収するものである。



ローリングストックの
啓発資料

施策 9 「いつも食品ロスをなくす日」を制定

10月の「食品ロス削減月間」に合わせ、集中的に市民や事業者に対して呼びかけを行うことで、食品ロスに意識を向けて貢うよう広報する。

施策 10 エコレシピの普及啓発

情報媒体を活用して、ごみ減量化等に関する情報に加えてエコレシピについても紹介する。また、市内で開催されている料理教室でエコレシピを活用するように呼びかける。

第5章 し尿処理基本計画

1. 基本理念

下水道認可区域外や地形的な問題等で下水道へ接続できない世帯・事業所等の汲み取りトイレ及び浄化槽について、快適な生活環境が確保されるよう安定的・衛生的なし尿及び浄化槽等汚泥の処理を行う。

2. 計画等

1) 計画期間

本計画の期間は、令和5年度から令和12年度までとする。

2) し尿・浄化槽汚泥の処理の現況

公共下水道及び合併処理浄化槽の普及により、汲み取りトイレが減少し、生し尿の処理量が減少傾向となる一方、浄化槽汚泥の処理量は増加傾向にある。総量としては横ばい傾向にあり、令和3年度は前年度をやや上回った。

適切な設備更新を行えば、浄化槽汚泥比率が今後も高まったとしても、適切な運転管理で安定した処理の継続が可能である。

し尿等の処理の過程で生成される汚泥は、令和2年度から民間業者へ処理を委託し、再生処理を行い資源化することにより、リサイクル推進を図っている。

表4 生し尿・浄化槽汚泥の処理状況

項目	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
生し尿 (t/年)	16,083	15,418	14,491	13,764	13,010	12,379	12,069	11,567
浄化槽汚泥 (t/年)	42,482	42,571	42,476	43,319	43,709	44,256	44,689	45,515
合計 (t/年)	58,565	57,989	56,967	57,083	56,719	56,635	56,758	57,082
浄化槽汚泥比率	—	72.5%	73.4%	74.6%	75.9%	77.1%	78.1%	79.7%

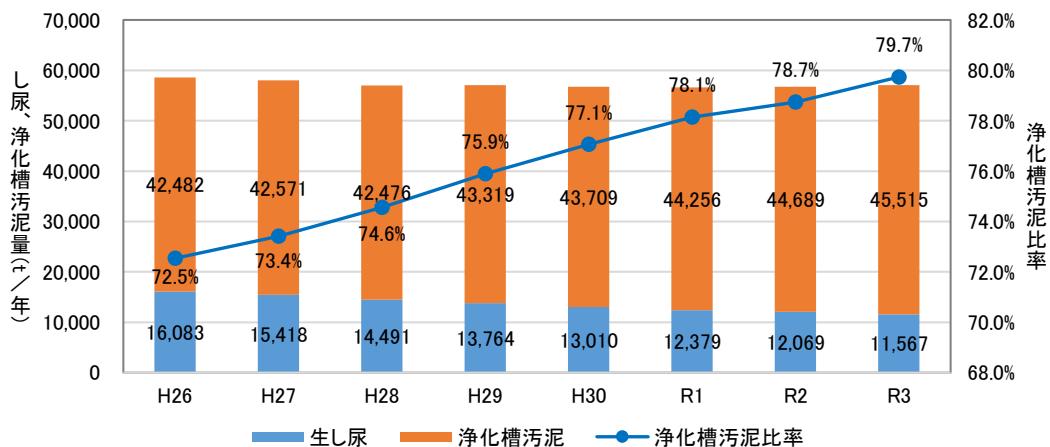


図20 生し尿・浄化槽汚泥の処理状況のグラフ

3) 処理施設の整備計画

し尿施設の安定的稼動を維持するための設備定期点検、また、必要に応じた補修整備工事等を行い、延命化を図る。

表 5 し尿処理施設の概要

名称	出雲環境センター
所在地	島根県出雲市西園町 4295-34
敷地面積	約 16,794 m ²
供用開始	平成 16 年 4 月
処理方式	膜分離高負荷脱窒素処理方式
処理能力	193KL/日（し尿 104KL/日 + 淨化槽汚泥 89KL/日）



図 21 出雲環境センター外観

4) し尿・浄化槽汚泥排出量の見通し

し尿処理量は、下水道認可区域内では減少する一方、認可区域外では横這いに推移する見込みである。また、浄化槽汚泥処理量は下水道認可区域内では減少、認可区域外では、合併浄化槽・各種集落排水の新設等により増加する見込みである。

し尿及び浄化槽汚泥の処理量のトータルでは、横ばい傾向で推移すると予測している。

3. 基本計画で取り組む具体的施策

1) し尿・浄化槽汚泥の処理

今後とも、し尿及び浄化槽汚泥は、し尿処理施設の維持管理を行いながら適正処理に努めていく。

また、浄化槽の維持管理の重要性について、家庭・事業所でできる対策や正しい使い方等を、市民に周知を図るための広報・啓発活動を実施する。

2) 災害時のし尿処理対策

災害時は、地域防災拠点に設置された多数の仮設トイレから衛生的かつ迅速にし尿を収集し、し尿処理施設（出雲環境センター）へ運搬する必要がある。このため、災害時に備え適切な対応が行えるよう必要な体制を整備していく。

第6章 計画の推進体制

本計画の目標を達成し、持続可能な循環型社会を築いていくためには、市民、事業者及び市の各主体がごみの「減量・再資源化・適正処理」に協働で取り組むことが不可欠である。それぞれの役割を明らかにし、一体となってこの計画を推進するために、情報の共有を図り、参加・協働により効果的な取組の実行、主体間のネットワークづくりを図る。

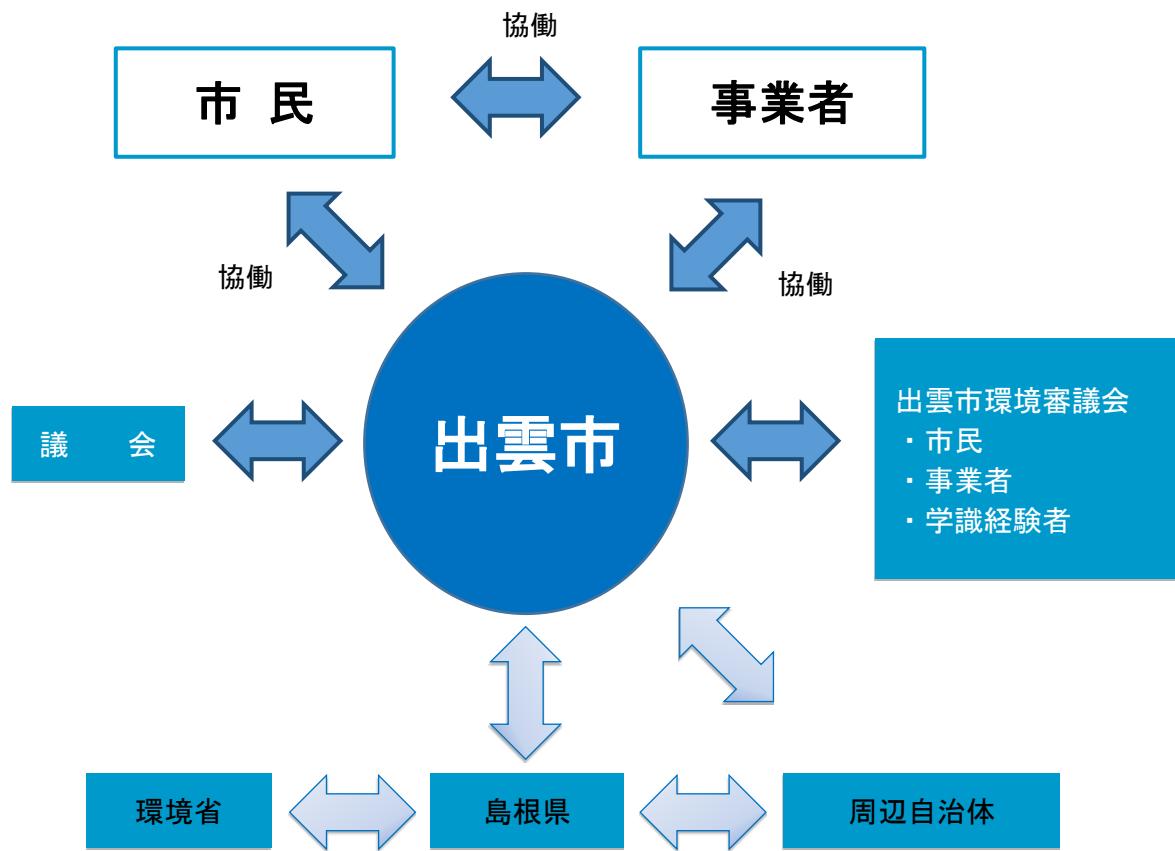


図 22 計画推進体制

ごみ処理基本計画を効果的に実行するため、毎年度の実施計画の策定とその評価が必要になる。行動計画の進行管理、チェック及びフィードバックの手順を下記のとおりとする。

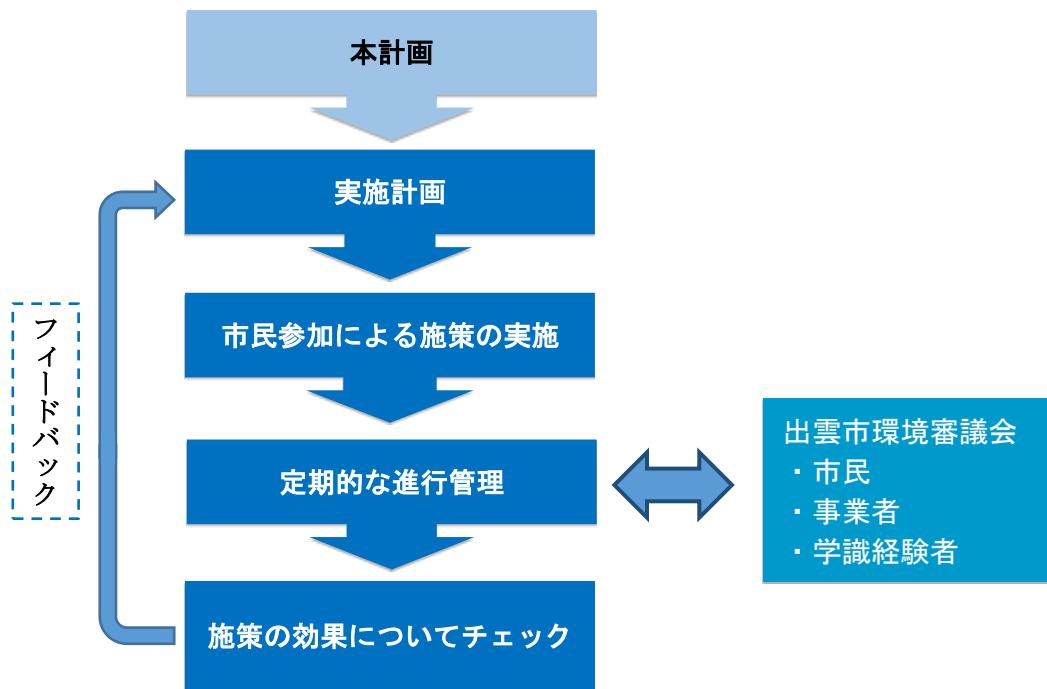


図 23 実施計画の進行管理

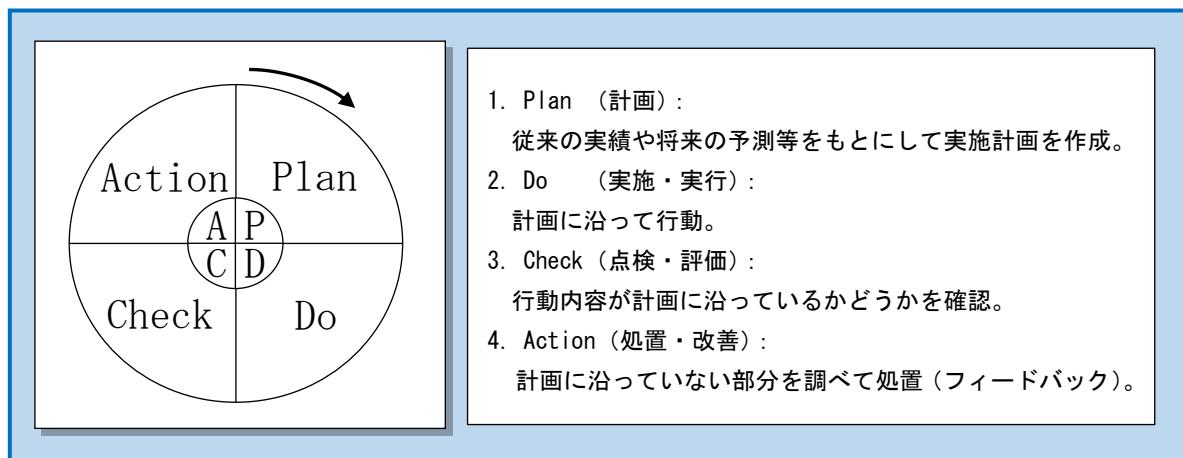


図 24 チェック及びフィードバック

資料編

1. 地域特性

1) 自然環境

(1) 位置と面積

本市は、島根県の東部に位置し、東西約30km、南北約39kmの範囲に広がり、面積は624.36km²で全県面積の9.3%を占めている。



図 25 出雲市の位置図

(2) 地勢

本市は、北部は国引き神話で知られている島根半島、中央部は出雲平野、南部は中国山地で構成されている。

出雲平野は、中国山地に源を発する斐伊川と神戸川の二大河川により形成された沖積平野で、斐伊川は平野の中央を東進して宍道湖に注ぎ、神戸川は西進して日本海に注いでいる。

日本海に面する島根半島の北部及び西岸は、リアス式海岸が展開しており、その西側の海岸線は砂浜海岸となっている。

海、山、平野、川、湖と多彩な地勢を有しており、水と緑の自然豊かなまちである。



図 26 出雲市の地勢図

(3) 気象

本市における気象の推移を表 6 に示す。令和 3 年度の年平均気温は 15.6°C、最低気温は -4.4°C、最高気温は 38.2°C で、降水量は年総量 1,872mm である。

表 6 気象の推移

項目		H29	H30	R1	R2	R3
降水量 (mm)	総量	1,593.0	1,780.5	1,394.5	1,698.0	1,872.0
	日最大	78.0	86.0	77.0	115.5	175.5
気温 (°C)	平均	14.8	15.0	15.5	15.5	15.6
	最高	38.4	38.0	37.0	37.4	38.2
	最低	-2.9	-8.4	-3.0	-2.3	-4.4

※気象庁

2) 社会環境

(1) 人口、世帯数

本市の人口、世帯数の推移を表 7 及び図 27 に示す。本市の人口は、平成 30 年度以降減少傾向にある。一方、世帯数は増加しており、令和 3 年度は、68,706 世帯である。

表 7 人口・世帯数の推移

項目	H29	H30	R1	R2	R3
人口 (人)	175,220	175,593	174,790	174,708	174,226
世帯数 (世帯)	65,181	66,456	66,897	67,982	68,706

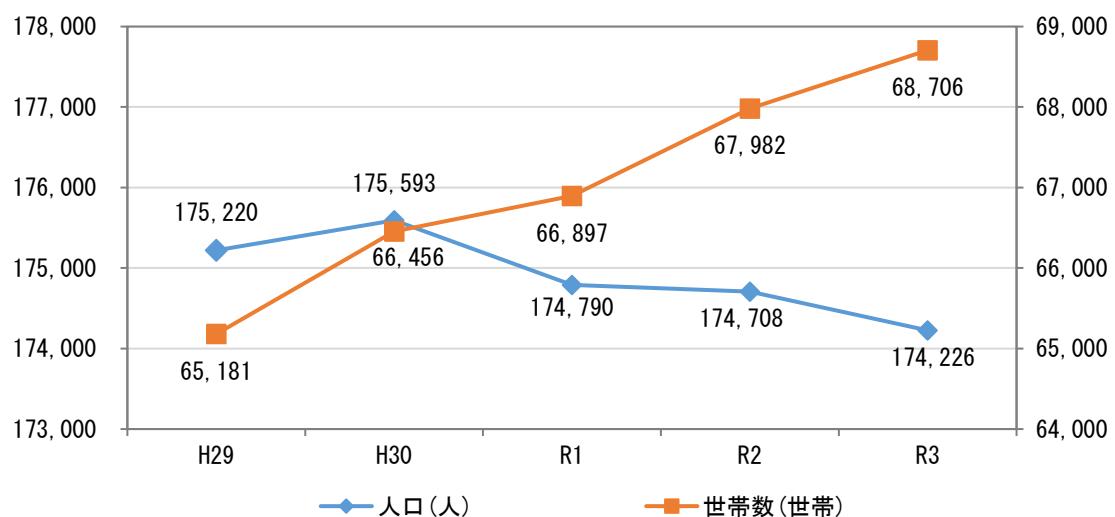


図 27 人口・世帯数のグラフ

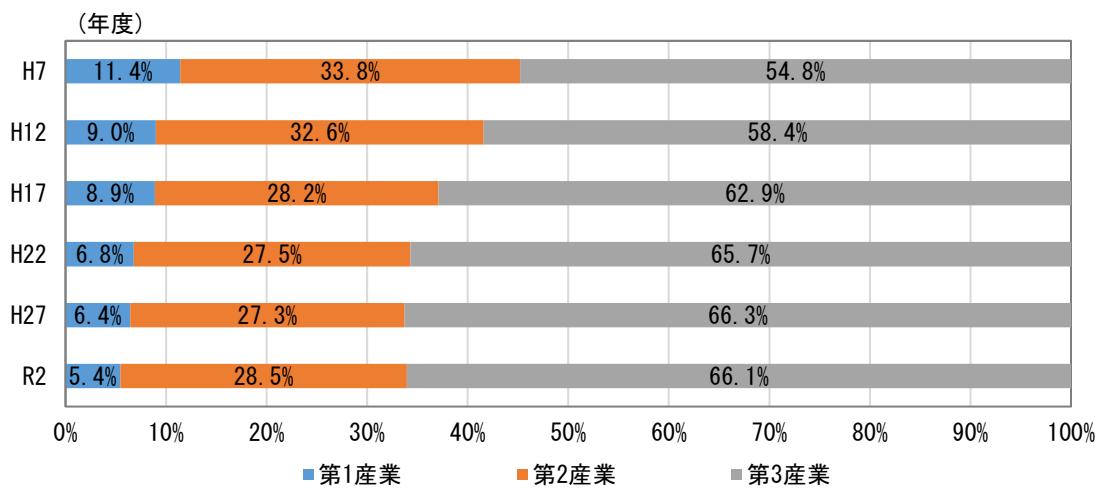
(2) 産業

① 産業別就業人口

本市における産業別就業人口割合の推移を図 28 に示す。

産業別就業人口の第 1 次産業就業者割合は、平成 7 年度から令和 2 年度にかけて、減少傾向にある。

第 2 次産業は平成 27 年度まで減少していたが令和 2 年度では、増加に転じている。第 3 次産業は平成 22 年度まで増加していたが、平成 27 年度以降は概ね横ばい傾向にある。



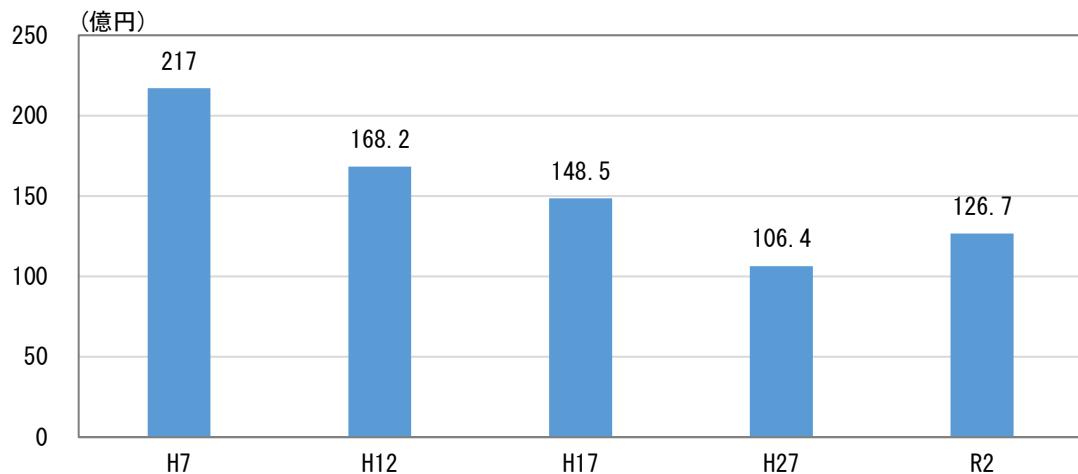
※国勢調査、しまね統計情報データベース

図 28 産業別割合人口の推移

② 農業

本市における産業産出額の推移を図 29、経営耕地面積の推移を図 30 に示す。

農業産出額は、平成 7 年度の 217 億円から平成 27 年度は 106.4 億円に減少しているが、令和 2 年度には 126.7 億円へ増加している。経営耕地面積は、田、畑、樹園地ともに平成 27 年度まで増加し、令和 2 年度では減少している。



※農林水産省「市町村別農業産出額（推計）」（平成 19～26 年度は統計を取っていない）

図 29 農業産出額の推移

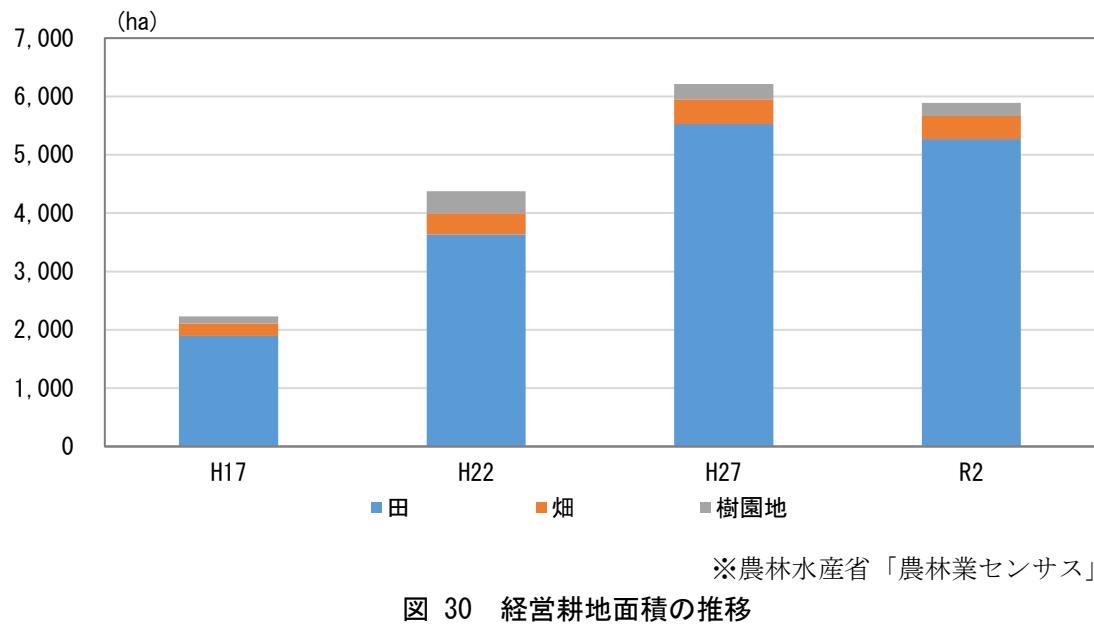


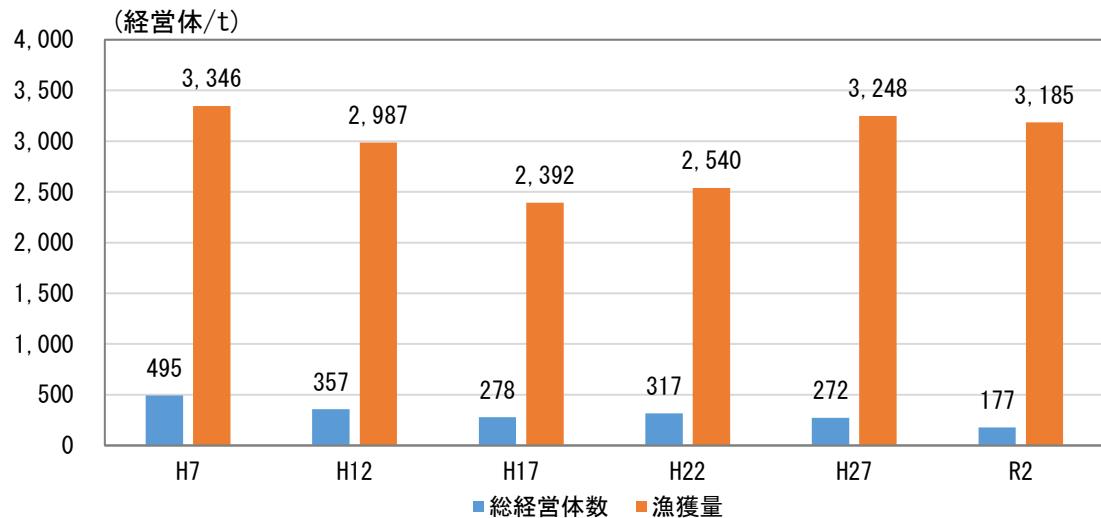
図 30 経営耕地面積の推移

③ 漁業

本市における漁業経営体数と漁獲量の推移を図 31 に示す。

漁業経営体数は、平成 7 年度から令和 2 年度にかけて、減少傾向にある。

漁獲量は、平成 17 年度まで減少していたが、平成 22 年度以降は概ね増加傾向にある。

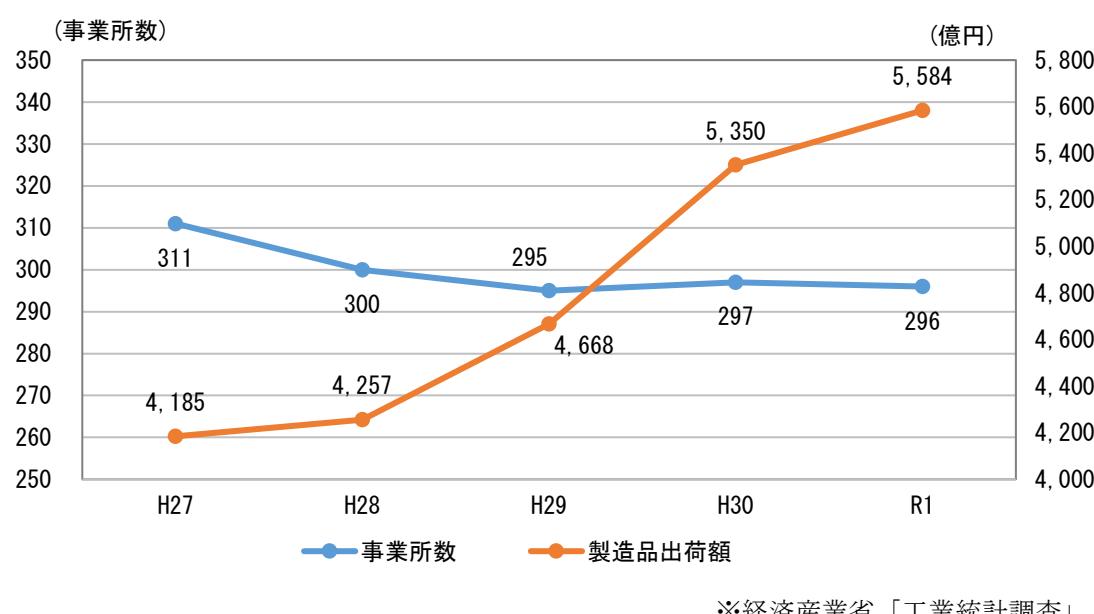


※島根農林水産統計年報

図 31 漁業経営体数と漁獲量の推移

④ 工業

本市における工業の事業所数と製造品出荷額の推移を図 32 に示す。
事業所数は、平成 29 年度まで減少傾向にあったが、平成 30 年度以降は横ばいで推移している。製造品出荷額は、平成 27 年度以降増加傾向にある。

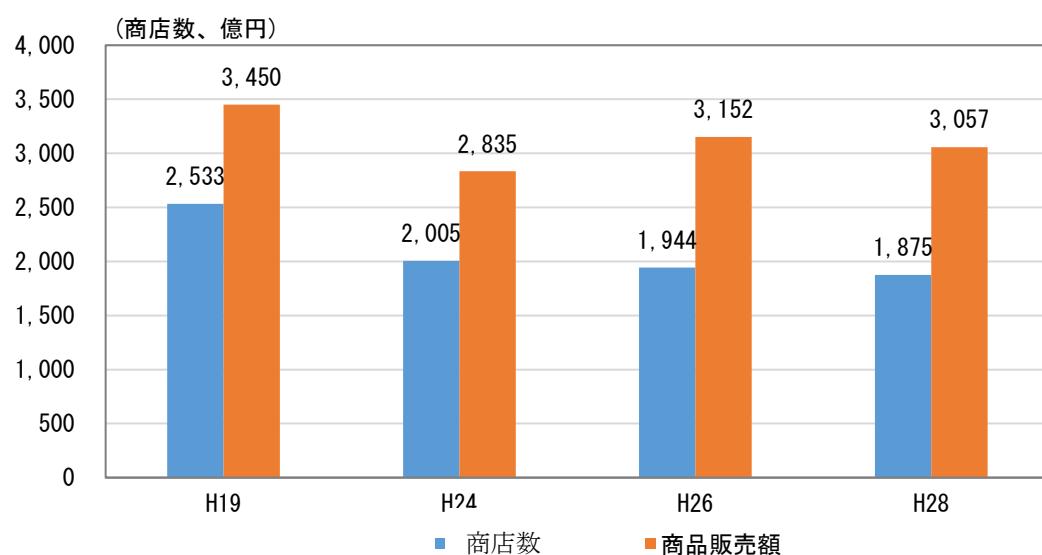


※経済産業省「工業統計調査」

図 32 工業の事業所数と製造品出荷額の推移

⑤ 商業

本市における商店数と商品販売額の推移を図 33 に示す。
商店数は減少傾向にある。また、商品販売額は増減しながらも減少傾向にある。



※経済産業省「商業統計」(平成 21~25 年度の調査は実施されていない)

図 33 商店数および商品販売額の推移

3) 生活環境

(1) 上水道

本市における水道普及率を表 8 に示す。

本市の水道普及率は、令和 2 年度末現在で 99.6%である。

表 8 水道普及状況

項目	計画給水人口	現在給水人口
上水道	174,930 人	172,150 人
普及率		99.6%

令和 2 年度（2020）3 月 31 日現在
※島根県ホームページ「令和 2 年度島根県の水道」

(2) 下水道

本市における下水道普及率を表 9 に示す。

本市の公共下水道人口普及率は、令和 2 年度末現在 49.5%、汚水処理人口普及率は 88.7%であり、島根県全体と同程度の普及率である。しかし、全国平均と比較すると、公共下水道人口普及率、汚水処理人口普及率ともに低い状況にある。

表 9 下水道普及率

項目	出雲市	島根県	全国平均
公共下水道処理人口 普及率	49.5%	50.6%	80.1%
汚水処理人口 普及率	88.7%	82.0%	92.1%

令和 2 年度（2020）3 月 31 日現在
※国土交通省

4) 都市環境

(1) 土地利用状況

本市における土地利用状況を図 34、土地利用状況の推移を表 10 に示す。令和 3 年度の土地利用状況では、田・畑の用地が 12.1%、山林が 38.3%、宅地が 6.4%、鉱泉地、池沼、原野、雑種地が 39.1% を占めている。

土地利用状況の推移をみると、平成 30 年度以降宅地が微増しており、田・畠は増減している。

本市の土地利用の構成は、北部および南部一帯は山間緑地、市街地の東部は都市拠点であり、西部は田園緑地である。

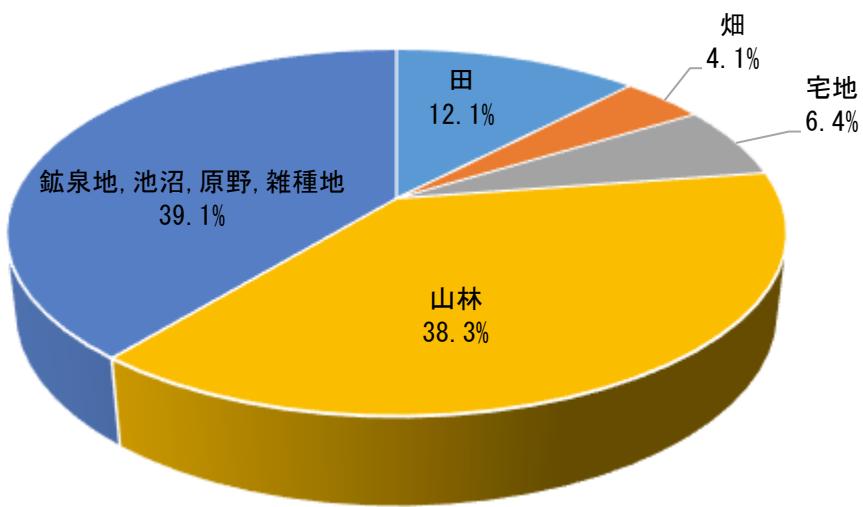


図 34 土地利用状況（令和 3 年度）

表 10 土地利用状況の推移

(単位 : m²)

項目	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
田	76,426,755	76,013,748	75,595,332	76,793,971	76,506,408	76,096,761	75,804,040
畑	26,165,684	26,180,109	25,978,364	26,336,918	26,179,939	26,061,999	25,769,493
宅地	35,385,794	35,592,595	35,833,015	39,041,425	39,302,467	39,529,832	39,742,259
山林	212,554,767	212,779,692	212,385,950	241,250,765	240,547,451	239,240,941	239,230,782
鉱泉地	44	44	44	240,936,921	241,823,735	243,430,467	243,813,428
池沼	19,774	19,755	19,751				
原野	5,566,907	5,592,245	5,607,430				
雑種地	8,915,721	8,779,724	8,894,557				
合計	365,035,446	364,957,912	364,314,443	624,360,000	624,360,000	624,360,000	624,360,002

※総務省「固定資産の価格等の概要調書」

(2) 公共・公益施設

本市における公共・公益施設の施設数を表 11 に示す。

公共・公益施設は保健福祉施設 8 ヶ所、病院 11 ヶ所、一般診療所 168 ヶ所、幼稚園・認可保育所・認定こども園 58 ヶ所、小学校 34 校、中学校 16 校、高等学校 8 校等である。

表 11 公共・公益施設数

項目	施設数
保健福祉施設	8 ※1
病院	11 ※2
一般診療所	168 ※2
歯科診療所	62 ※2
幼稚園	26 ※2
認可保育所・認定こども園	58 ※3
小学校	34 ※2
中学校	16 ※2
高等学校	8 ※2

※1 出雲市公共施設一覧

※2 統計でみる出雲 2021

※3 出雲市 子育てべんり帳

2. ごみ処理の実態と分析

1) ごみ排出量の実態及び性状

(1) ごみ排出量の実績

本市のごみ排出量の推移を表 12、図 35 に示す。

表 12 ごみ排出量の推移

(単位 : t/年)

項目	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	
家庭系	可燃ごみ	30,578	30,841	30,834	30,686	30,490	30,997	30,834	32,388	31,837	31,610
	不燃ごみ	2,912	2,840	2,753	2,731	2,642	2,617	2,615	2,977	3,247	3,111
	資源ごみ	5,584	5,122	4,512	4,091	3,370	2,710	2,246	1,896	1,741	1,635
	小計	39,074	38,803	38,099	37,508	36,502	36,324	35,695	37,261	36,825	36,356
	割合	64.6%	64.1%	63.0%	62.9%	62.0%	61.4%	60.2%	61.8%	62.9%	62.5%
事業系	可燃ごみ	15,928	16,625	17,334	17,130	17,258	17,434	17,566	17,287	16,230	16,317
	不燃ごみ	3,435	3,826	3,949	4,062	4,232	4,316	4,376	4,499	4,738	4,567
	資源ごみ	2,053	1,305	1,058	921	882	1,103	1,678	1,275	732	969
	小計	21,416	21,756	22,341	22,113	22,372	22,853	23,620	23,061	21,700	21,853
	割合	35.4%	35.9%	37.0%	37.1%	38.0%	38.6%	39.8%	38.2%	37.1%	37.5%
団体回収		1,275	1,269	1,325	1,340	1,237	1,053	948	911	—	—
総 計		61,765	61,828	61,765	60,961	60,111	60,230	60,263	61,233	58,525	58,209

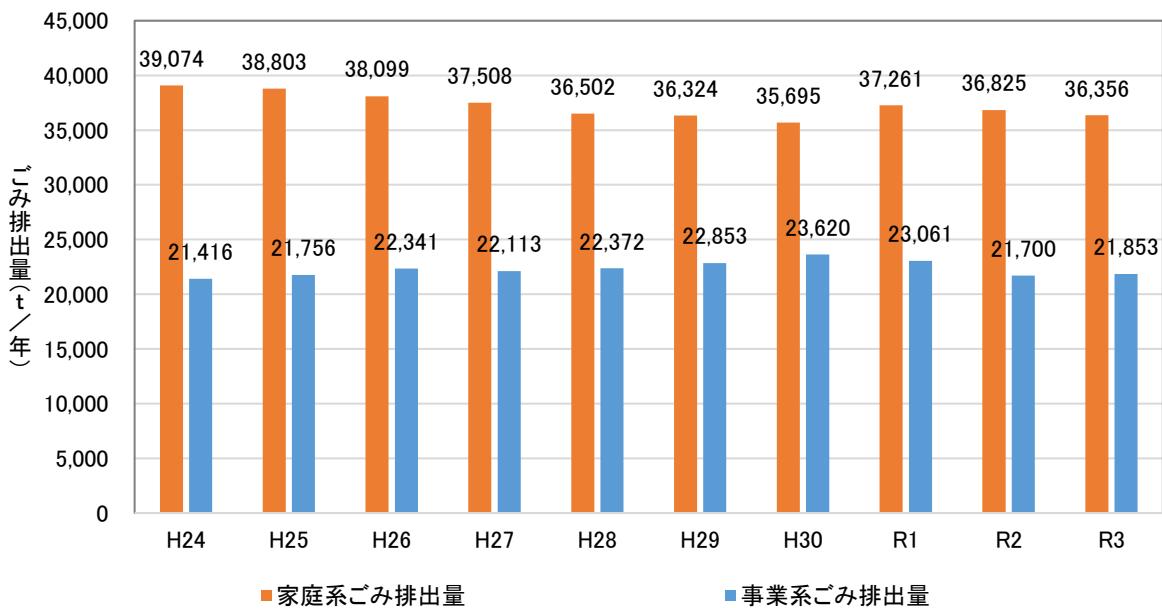


図 35 ごみ排出量の推移

(2) 中間処理の実績

本市の中間処理実績を表 13、図 36 に示す。

表 13 焼却処理、資源化の推移

(単位 : t/年)

項目		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
焼却処理	可燃ごみ (資源物除く)	44,797	45,565	43,153	41,005	41,716	41,640	42,435	42,700	38,842	40,538
	破碎・選別後 焼却処理	1,545	1,830	1,727	1,867	1,874	1,757	1,959	2,086	2,241	2,412
	焼却処理の合計	46,342	47,395	44,880	42,872	43,590	43,397	44,394	44,786	41,083	42,950
資源化	直接資源化	1,609	1,548	1,463	1,317	1,109	942	1,878	1,368	1,123	1,314
	破碎・選別後 資源化	8,584	7,623	6,947	6,468	5,771	5,495	4,764	4,876	4,780	3,983
	(うち焼却施設 での資源化)	1,708	1,901	2,028	1,952	1,882	1,928	1,952	2,257	2,385	1,625
	団体回収	1,275	1,269	1,325	1,340	1,237	1,053	948	911	—	—
	資源化量の合計	11,468	10,440	9,735	9,125	8,117	7,490	7,590	7,155	5,903	5,297
	資源化率	18.6%	16.9%	15.8%	15.0%	13.5%	12.4%	12.6%	11.7%	10.1%	9.1%

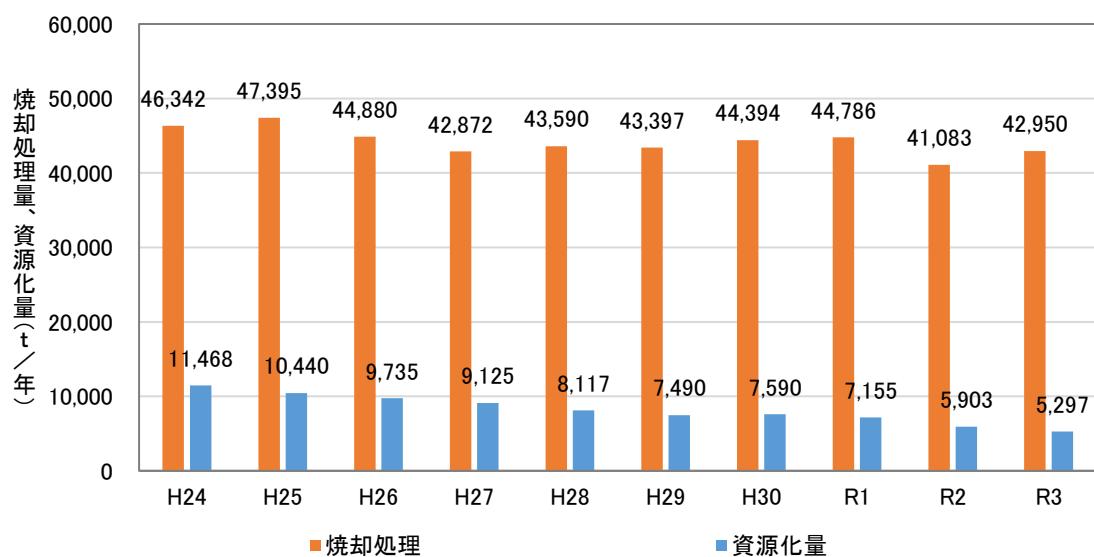


図 36 焼却処理、資源化の推移

(3) 最終処分量の実績

本市の最終処分量の実績を表 14、図 37 に示す。

表 14 最終処分量の推移

(単位 : t/年)

項目	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
直接埋立	2,981	3,116	3,293	3,327	3,332	3,552	3,252	3,599	3,603	4,344
焼却残渣	4,186	4,376	4,214	4,030	4,346	4,198	4,260	4,243	4,401	4,007
不燃残渣 (破碎・選別後 埋立)	974	878	792	879	1,110	1,113	1,228	1,129	1,290	892
最終処分量の合計	8,141	8,370	8,299	8,236	8,788	8,863	8,740	8,971	9,294	9,243
最終処分率	13.2%	13.5%	13.4%	13.5%	14.6%	14.7%	14.5%	14.7%	15.9%	15.9%

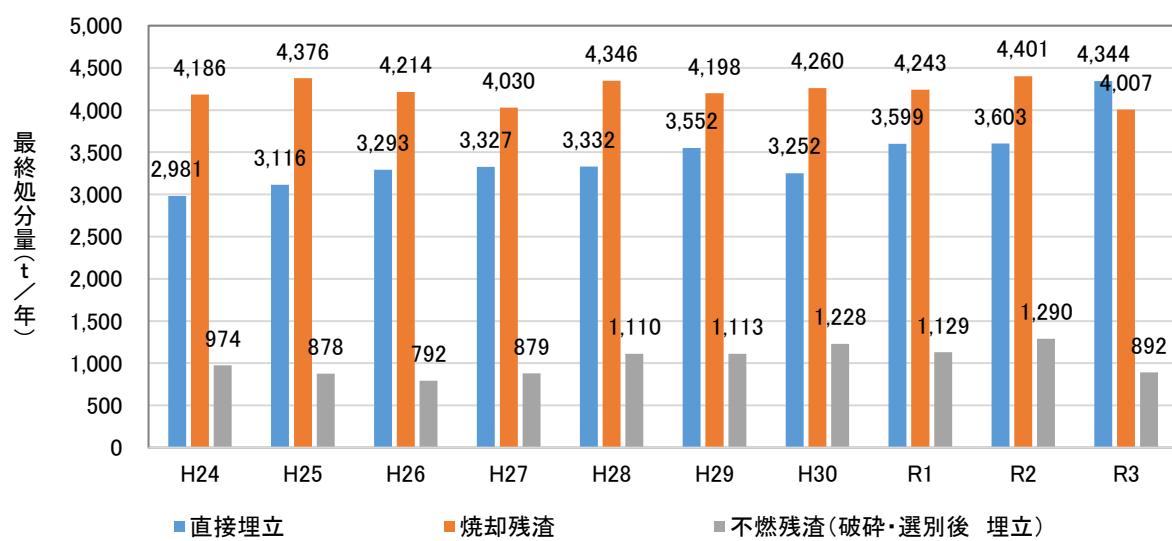


図 37 最終処分量の推移

2) ごみの減量化・資源化の実績

(1) 本市で実施している減量・再資源化の具体的な事例

① 廃食用油リサイクル事業

本市における廃食用油リサイクル事業の回収場所と実績を表 15、表 16 に示す。

本市では、回収場所で集めた廃食用油を民間事業者へ売却し、車両の燃料等にリサイクルしている。

表 15 廃食用油リサイクル事業の回収場所

項目	内容
回収場所	<ul style="list-style-type: none"> ・出雲地域：市役所本庁、各コミュニティセンター、隣保館、 出雲市役所北部庁舎（NPO 法人 21 世紀出雲産業支援センター） ・平田地域：平田行政センター、各コミュニティセンター（平田・佐香を除く）、 平田スポーツ公園、平田ふれんどりーハウス、美保集会所、小島集会所、 佐香漁村集会所、三津水産センター、坂浦漁村センター ・佐田・多伎・湖陵地域：各行政センター ・大社地域：大社行政センター、各コミュニティセンター（鵜飼を除く）、 鵜崎リサイクルステーション、鷺浦リサイクルセンター ・斐川地域：斐川行政センター、各コミュニティセンター、斐川環境学習センター

表 16 廃食用油回収量

(単位 : kg)

項目	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
回収量	35,077	33,335	32,147	20,819	19,062	17,200	21,968	19,581	17,372	16,139

② 使用済割りばしリサイクル回収

本市における使用済割りばしリサイクル回収の実績を表 17 に示す。

本市では、使用済割りばしを回収し、リサイクルしている。

【回収場所】本庁及び各行政センター、各コミュニティセンター

表 17 使用済割りばし回収量

(単位 : t)

項目	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
回収量	2.20	2.58	1.72	1.53	1.05	1.92	0.61	0.72	0.52	0.33

③ 使用済蛍光管リサイクル回収

本市における使用済蛍光管リサイクル回収の実績を表 18 示す。

本市では、蛍光管を分別収集し、リサイクル工場へ送り、ガラス、アルミ、蛍光体、水銀に分け資源回収している。

表 18 使用済蛍光管回収量 (単位 : t)

項目	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
回収量	8.72	5.27	5.87	4.83	4.47	5.59	7.21	5.84	7.14	5.76

④ 出雲エネルギーセンターでの剪定枝等のチップ化事業

本市における剪定枝等のチップ化事業の実績を表 19 に示す。

本市では、平成 18 年 10 月から、これまで焼却処理をしていた剪定枝・生木を破碎処理し、チップとしてリサイクルしている。

表 19 剪定枝等回収量 (単位 : t)

項目	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
回収量	1,796	1,691	1,865	1,775	1,713	1,796	1,835	2,089	2,218	1,846

⑤ 生ごみ処理機器購入経費補助事業

本市における生ごみ処理機器購入経費補助事業は、斐川地域を除き平成 22 年度に制度を終了しており、また、斐川地域においても平成 25 年度に制度を廃止した。

⑥ 市民団体による団体回収

本市における団体回収の実績を表 20 に示す。

本市では、資源ごみのリユース、リサイクル促進を目的とし、古紙・空き缶・リターナブルびんを回収する市民等で構成された非営利団体（自治会、PTA、子ども会など）に対し、回収量に応じ助成していた。この取組は、令和元年度に終了している。

表 20 団体回収の実施状況

項目	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
団体登録数 (団体)	99	97	93	92	88	89	88	83	—	—
古紙 (t)	1,145	1,141	1,203	1,232	1,128	970	870	838	—	—
空き缶 (t)	113	115	111	98	100	75	72	68	—	—
リターナブルびん (本)	34,587	25,884	20,781	19,441	15,334	14,301	12,134	7,312	—	—
助成額 (千円)	4,069	4,050	4,206	2,699	2,489	2,121	1,907	1,829	—	—

⑦ 中間処理過程における資源物回収

本市の中間処理過程における資源回収状況を表 21、資源回収実績を表 22 に示す。

出雲エネルギーセンターに搬入される可燃ごみのうち、剪定枝・生木はチップ化し、肥料の資材としている。また、出雲エネルギーセンターでの処理不適物のうち、金属類は選別し資源化を行っている。

市内から排出される「破碎ごみ」は、出雲クリーンセンター、平田不燃物処理センター、佐田クリーンセンター、斐川クリーンステーションに搬入し、金属類等を回収している。

市全域から排出される「空きびん」は出雲リサイクルセンターに搬入し、資源化している。

また「古紙」は、出雲、多伎、湖陵、大社地域は出雲リサイクルセンターに搬入し、平田、佐田、斐川地域は民間業者に引き渡し、それぞれ資源化している。

表 21 中間処理過程における資源回収状況

項目	資源回収の対象	資源回収の方法
可燃ごみ	剪定枝等	チップ化
	金属	処理工程で選別
破碎ごみ・粗大ごみ	金属	破碎・選別
埋立ごみ	蛍光管	分別収集の後、民間委託
	乾電池	分別収集の後、民間委託
資源ごみ	飲料用空き缶	分別収集の後、民間委託
	空きびん	分別収集の後、民間委託
	ペットボトル	分別収集の後、民間委託
	古紙	分別収集の後、民間委託
	廃食用油 割りばし	拠点回収の後、民間委託

表 22 中間処理過程における資源回収実績（令和3年度）

項目	資源回収の対象	資源化量 (t)	資源化割合 (ごみ種類に対する)
可燃ごみ 47,927 t	紙	32	0.07%
	剪定枝等	1,454	3.03%
	鉄	96	0.20%
	アルミ	43	0.09%
	小計	1,625	3.39%
破碎ごみ 7,678 t	鉄	1,106	14.40%
	非鉄	109	1.42%
	蛍光管	5	0.07%
	乾電池	50	0.65%
	小計	1,270	16.54%
資源ごみ 2,604 t	飲料用空き缶	2	0.08%
	空きびん	317	12.17%
	ペットボトル	131	5.03%
	古紙	1,132	43.47%
	廃食用油	16	0.61%
	割りばし	0	0.00%
	古布	55	2.11%
	木くず	690	26.50%
	小計	2,343	89.97%
合計		5,238	—

※空き缶は、回収量が約40t/年であるが、搬入された施設によって、鉄もしくは非鉄に含まれてしまうものがある。そのため、中間処理後の空き缶単独の資源化量は、2t/年となってしまう（残り約38t/年は、鉄もしくは非鉄に含まれる）。

※各項目を整数に端数処理しているため、p71以降の集計表と数値が合わない箇所がある。

⑧ 焼却による減量・エネルギー回収等

本市の焼却による減量を表 23、焼却によるエネルギー回収を表 24 に示す。

市内から排出される「収集可燃ごみ」、「直接搬入可燃ごみ」及び不燃系ごみ中間処理施設からの可燃性残渣を出雲エネルギーセンターで焼却（溶融により減量）している。

また、中間処理後の焼却残渣（飛灰、溶融スラグ、がれき）は埋立処分している。

なお、出雲エネルギーセンターでは、焼却炉（溶融炉）で発生する熱を利用して発電を行い場内・場外へ電力を供給している。

表 23 焼却による減量（令和 3 年度）

項目	処理内訳など	
	内容	処理量（t）
焼却（溶融） 42,950 t	減量化量	38,359 (89.31%)
	飛灰量	1,747 (4.07%)
	埋立量	2,809 (6.54%)
	がれき	35 (0.08%)
	合計	42,950 (100.00%)

※令和 3 年 11 月から新出雲エネルギーセンターにおいて試験運転

表 24 焼却によるエネルギー回収

項目	エネルギー回収等
発電	20,232MWh
場内利用	17,530MWh
場外利用	2,702MWh

(2) 民間によるごみ減量・再資源化

① スーパー・民間事業所による資源回収

市内のスーパーマーケット等の小売事業者や民間事業者が、紙類、金属類、プラスチック類等の資源回収をしている。この回収量は、市で把握できないため、調査協力を求め、回答をいただけたものを集計し、表 25 に示す。民間事業者が回収した資源物は、独自ルートで再資源化される。

表 25 スーパー・民間事業所の回収状況

(単位 : kg)

項目		H24	H25	H26	H27	H28
紙類	新聞	—	818,321	757,474	891,184	1,079,868
	ダンボール	—	2,507,154	2,465,183	2,563,226	3,097,502
	牛乳パック	—	5,118	6,402	7,363	6,669
	雑誌類	—	455,257	834,869	1,095,530	1,167,212
金属類	アルミ缶	—	6,773	9,439	10,460	36,053
	スチール缶	—	1,024	1,055	925	664
	非鉄	—	0	34,064	41,776	52,688
プラスチック類	トレイ	—	41,795	43,991	45,390	49,852
	透明プラ容器	—	28,757	34,697	40,194	43,212
	ペットボトル	—	3,700	9,922	7,274	28,046
その他（古着など）		—	0	58,272	23,496	63,904
合計		—	3,867,899	4,255,368	4,726,818	5,625,670

項目		H29	H30	R1	R2	R3
紙類	新聞	1,594,963	1,778,932	1,756,123	1,574,701	1,271,905
	ダンボール	4,540,388	4,705,937	5,015,632	4,643,401	4,532,838
	牛乳パック	7,112	6,304	1,807	5,913	15,444
	雑誌類	1,223,429	2,476,305	2,315,363	1,446,697	1,117,670
金属類	アルミ缶	238,910	256,599	188,494	223,580	170,002
	スチール缶	238,341	248,725	572,602	265,176	108,566
	非鉄	278,000	342,465	423,755	467,438	510,565
プラスチック類	トレイ	34,195	25,283	14,329	19,948	14,664
	透明プラ容器	41,886	19,609			
	ペットボトル	271,859	376,368	317,268	292,547	232,889
その他（古着など）		0	0	239,898	0	0
合計		8,469,083	10,236,527	10,845,271	8,939,401	7,974,543

② 家電リサイクル法に基づく対象品目の再資源化

平成 13 年 4 月に施行された家電リサイクル法により、廃家電 4 品目（エアコン、テレビ、冷蔵（凍）庫、洗濯機・衣類乾燥機）は、以下の事項が推進されている。

- 「消費者による適正排出」
- 「小売業者による消費者からの引取」
- 「家電メーカー等による指定引取場所における引取」
- 「家電リサイクルプラントにおける再商品化等」

全国における廃家電 4 品目の再商品化実施状況を表 26 に示す。

表 26 廃家電 4 品目の再商品化実施状況（令和 3 年度）

項目	エアコン	テレビ (プラウン管)	テレビ (液晶・ プラズマ)	冷蔵庫 冷凍庫	洗濯機 乾燥機
指定引取場所での引取台数 (千台)	3,540	785	3,113	3,543	4,281
再商品化等処理重量（t）	143,851	19,376	53,124	219,411	174,385
再商品化重量（t）	133,735	13,988	45,493	176,825	160,864
再商品化率（%）	93%	72%	86%	81%	92%

（3）ごみ減量・資源化のまとめ

本市のごみ減量化・資源化の状況を表 27 に示す。令和 2 年度の実績でみると、総排出量に対する資源化率は 10.1%、最終処分率は 15.9% となっている。

本市の実績は、島根県、全国に比べ下回っている状況である。

表 27 ごみ減量・資源化の状況（令和 2 年度実績）

項目	出雲市	島根県	全国
資源化量	5,903 t	49,155 t	8,325,970 t
資源化率	10.1 %	21.1 %	20.0 %
最終処分量	9,294 t	21,628 t	3,637,775 t
最終処分率	15.9 %	9.3 %	8.7 %
ごみ発生量	58,525 t	232,553 t	41,669,102 t

※環境省 一般廃棄物処理事業実態調査

3) ごみ処理システム

(1) 収集・運搬システム

本市における収集運搬の概要を表 28、処理場での直接手数料を表 29 に示す。

本市では、「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「資源ごみ」、「粗大ごみ」のうち、不燃ごみと資源ごみを細分化して、全部で 12 種類に分け収集（①可燃ごみ、②破碎ごみ、③埋立ごみ、④使用済筒型乾電池、⑤使用済蛍光管、⑥飲料用空き缶、⑦空きびん、⑧ペットボトル、⑨古紙、⑩廃食用油、⑪割りばし、⑫粗大ごみ）を行っている。

表 28 収集・運搬の概要

項目	可燃ごみ	不燃ごみ		資源ごみ		粗大ごみ
		破碎ごみ	埋立ごみ	定期収集	拠点回収	
分別区分 (内容)	生ごみ 紙おむつ ひも・ロープ類 やわらかいプラスチック類 発泡スチロール 布類、革製品 剪定ごみ、落ち葉 木くず (令和4年4月から) 布団、毛布類 じゅうたん等敷物 乾燥剤、保冷剤等	金属類 ライター スプレー缶 かたいプラスチック類 木製品 小型家庭電化製品	割れたびん 陶磁器類 ガラス製品 鏡 電球 カッター、がみりの刃	飲料用空き缶 空きびん ペットボトル 使用済筒型乾電池 使用済蛍光管	割りばし 廃食用油 古紙 古着	家具類等
収集区域	全 域					
収集回収	2回/週	1~2回/月	1回/月	古紙 1回/週 又は 1回/月 飲料用空き缶 1~2回/月 空きびん、ペット ボトル 1回/月	拠点によって 異なる	1回/月
収集形態	民間委託(割りばしのみ直営)					
収集方法	ステーション方式(一部戸別)				拠点回収	戸別
収集処理 手数料	指定袋(大 10kg) (小 6kg) (特小 3kg)	520円/10枚 310円/10枚 150円/10枚 : 可燃ごみのみ	100円/10枚 50円/10枚 —	—	—	—
	収集券(最長1m以内、縦・横・高さの合計が2m以内)			—	—	(2m×1.2m×1m) 1,047円/50kg
	52円/10kg	52円/20kg	52円/20kg	—	—	—
排出容器	指定袋、収集券			指定袋	—	収集券
収集処理 対象外	産業廃棄物、オイル・農薬・成分不明のもの、ガスボンベ、スプリングマットレス、耐火金庫、未使用的花火、バッテリー、充電式・ボタン型電池、携帯電話・スマートフォン、タイヤ、消火器、二輪車、家電リサイクル法対象品目、メーカー自主回収品目 等					

表 29 処理場での直接搬入手数料

項目	直接搬入手数料
家庭ごみ	10kg ごとに 52 円
事業ごみ	10kg ごとに 157 円

(2) 収集・処理・処分フロー

本市におけるごみ処理フローを図 38 に示す。

本市から排出されるごみは、収集・運搬を民間委託業者が行い、中間処理施設及び最終処分場へ搬入している。焼却処理（溶融）並びに減量・資源化等の中間処理を行ったうえで、処理残渣を埋立処分している。中間処理施設の運転、最終処分場の埋め立て作業等はすべて民間委託で実施している。

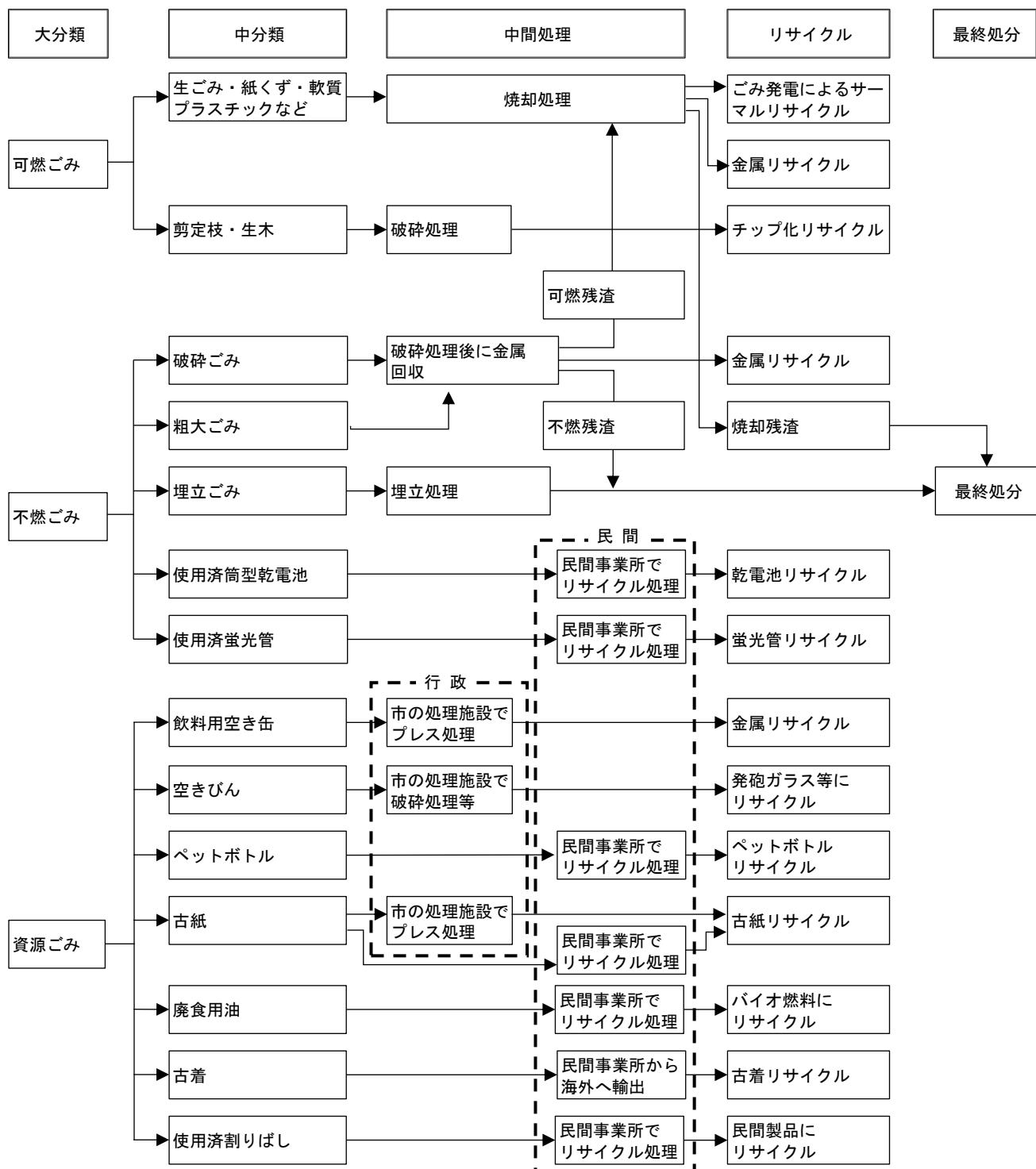


図 38 ごみ処理フロー

(3) 中間処理システム

本市から排出されるごみのうち、可燃ごみ、破碎ごみ、粗大ごみ、飲料用空き缶、空きびん及び古紙は、本市の中間処理施設で処理している。

表 30 出雲エネルギーセンターの概要

所 在 地	出雲市古志町 4305-1
敷 地 面 積	42,600 m ²
供 用 開 始	令和4年4月
焼 却 能 力	200t/日 (100t×2基)
処 理 方 式	連続運転式ストーカ焼却炉方式
排ガス処理設備	ろ過式集じん器（乾式有害ガス除去方式）、無触媒脱硝方式、活性炭吸着塔
飛灰処理設備	薬剤処理方式
余熱利用設備	蒸気タービン発電機

出雲クリーンセンターは、破碎ごみ、粗大ごみ等の破碎処理施設で、金属類（鉄類・アルミ類）の選別・回収を行っている。対象地域は、出雲、多伎、湖陵及び大社地域である。

表 31 出雲クリーンセンター（破碎・粗大ごみ処理施設）の概要

施 設 名	出雲クリーンセンター（破碎・粗大ごみ処理施設）
所 在 地	出雲市西神西町 1732-3
敷 地 面 積	7,830 m ²
供 用 開 始	平成 7 年 4 月
処 理 能 力	50t/日
処 理 方 式	破碎・選別
主要処理設備	破碎機・風力選別機・磁選機・手選別コンベア

出雲リサイクルセンターは、古紙の選別・梱包及び、びんの選別・回収を行っている。対象地域は、出雲、多伎、湖陵及び大社地域である。

表 32 出雲リサイクルセンター（資源化施設）の概要

施 設 名	出雲リサイクルセンター（資源化施設）
所 在 地	出雲市西神西町 1732-3
敷 地 面 積	5,400 m ²
供 用 開 始	平成 8 年 4 月
処 理 能 力	古紙：30t/日 びん：9t/日
処 理 方 式	古紙：選別・梱包 びん：手選別・自動色選別
主要処理設備	古紙：選別機、圧縮梱包機 びん：機械選別機

平田不燃物処理センターは、不燃ごみの破碎処理施設で、金属類（鉄類・アルミ類）の選別・回収を行っている。対象地域は平田地域である。

表 33 平田不燃物処理センターの概要

施 設 名	平田不燃物処理センター
所 在 地	出雲市十六島町 1485-2
敷 地 面 積	51,752 m ²
供 用 開 始	昭和 63 年 3 月
処 理 能 力	20t/日
処 理 方 式	破碎・選別
主要処理設備	破碎機・磁選機・トロンメル アルミ選別機・風力選別機

佐田クリーンセンターは、不燃ごみの処理施設で、金属類（鉄類・アルミ類）の選別・回収を行っている。本施設は、大型の破碎設備を設置していないため、粗大ごみ等は出雲クリーンセンターで処理している。対象地域は佐田地域である。

表 34 佐田クリーンセンターの概要

施 設 名	佐田クリーンセンター
所 在 地	出雲市佐田町大呂 2865-1
敷 地 面 積	19, 132 m ²
供 用 開 始	平成 6 年 4 月
処 理 能 力	3t/日 (5 時間)
処 理 方 式	破碎・選別
主要処理設備	磁選機、破碎機、アルミ選別機、圧縮機

斐川クリーンステーションは、不燃ごみの処理施設で、金属類（鉄類・アルミ類）の選別・回収を行っている。対象地域は斐川地域である。

表 35 斐川クリーンステーションの概要

施 設 名	斐川クリーンステーション
所 在 地	出雲市斐川町学頭 3215
敷 地 面 積	29, 000 m ²
供 用 開 始	平成 8 年 9 月
処 理 能 力	13t/日 (5 時間)
処 理 方 式	破碎・選別
主要処理設備	破碎機、磁選機、風力選別機

(4) 最終処分システム

本市から排出されるごみのうち、焼却後の残渣は、神西一般廃棄物埋立処分場で埋立処分している。また、埋立ごみ、破碎ごみの選別及び破碎処理残渣は、地域ごとに、それぞれ神西一般廃棄物埋立処分場、平田不燃物処理センター埋立処分場、佐田クリーンセンター埋立処分場及び斐川クリーンステーション埋立処分場で埋立処分している。

表 36 神西一般廃棄物埋立処分場の概要

施設の名称	神西一般廃棄物埋立処分場
埋立容量	420,000 m ³
供用開始年	平成7年4月
遮水工の有無	有り
浸出水の処理	下水道放流
埋立実績	12,907 m ³ (覆土を含む、令和3年度実績)
残余有効容量	185,342 m ³

表 37 平田不燃物処理センター埋立処分場の概要

施設の名称	平田不燃物処理センター埋立処分場
埋立容量	58,270 m ³
供用開始年	昭和63年3月
遮水工の有無	有り
浸出水の処理	有り
埋立実績	988 m ³ (覆土を含む、令和3年度実績)
残余有効容量	8,051 m ³

表 38 佐田クリーンセンター埋立処分場の概要

施設の名称	佐田クリーンセンター埋立処分場
埋立容量	7,734 m ³
供用開始年	平成6年6月
遮水工の有無	有り
浸出水の処理	有り
埋立実績	163 m ³ (覆土を含む、令和3年度実績)
残余有効容量	3,443 m ³

表 39 斐川クリーンステーション埋立処分場の概要

施設の名称	斐川クリーンステーション埋立処分場
埋立容量	42,227 m ³
供用開始年	平成8年9月
遮水工の有無	有り
浸出水の処理	下水道放流
埋立実績	882 m ³ (覆土を含む、令和3年度実績)
残余有効容量	27,597 m ³

4) 一般廃棄物処理に関する経費

本市のごみ処理経費(処理及び維持管理費)を表40に示す。これによると、本市のごみ処理経費は、令和3年度で年間約21.2億円程度を要している。

ごみ処理経費を人口1人当たりで算定すると、年間約12,151円/人の経費がかかっている。

また、ごみ1t当たりの処理経費は、36,369円となる。

表40 ごみ処理に要する経費の推移

項目	H24	H25	H26	H27	H28
ごみ処理経費合計 (千円)	1,835,682	1,727,700	1,657,589	1,860,867	1,858,929
行政区域内人口 (人)	174,702	174,505	174,538	174,957	174,724
ごみ排出量 (t)	61,764	61,827	61,765	60,961	60,111
1人当たり処理経費 (円)	10,508	9,901	9,497	10,636	10,639
ごみ1t当たり処理経費 (円)	29,721	27,944	26,837	30,526	30,925

項目	H29	H30	R1	R2	R3
ごみ処理経費合計 (千円)	1,844,065	2,024,178	1,978,283	1,895,985	2,116,977
行政区域内人口 (人)	175,220	175,593	174,790	174,708	174,226
ごみ排出量 (t)	60,230	60,263	61,233	58,525	58,209
1人当たり処理経費 (円)	10,524	11,528	11,318	10,852	12,151
ごみ1t当たり処理経費 (円)	30,617	33,589	32,307	32,396	36,369

※ごみ処理経費は建設改良費を除く

3. 人口推計

1) 人口の推計方法

人口の推計方法には、以下の方法がある。本計画の推計人口は、各推計方法の推計値を比較し、本市の実態に則している推計値を採用する。

[推計方法]

- ① 実績推移に基づいて推計（各種推計式による推計結果の平均値）。
- ② 国立社会保障・人口問題研究所の推計人口を採用する。
- ③ 関連計画で採用されている推計人口を用いる。

2) 実施推移に基づいた推計

実績推移に基づいて推計する方法としては、以下に示す各種推計式による計算結果を用いる。

各種推計式には、一次、二次、指数、べき乗、ロジスティック、対数式等がある。ロジスティックは、いずれ飽和状態に達することが予測されている場合に用いる推計式であり、本市は人口が平成30年度以降、減少傾向にあることから、使用しない。なお、各種推計式の計算結果は、一つの推計式の特性によらないように平均する。

各種推計式による推計結果を次頁に示す。

表 41 各種推計式の概要

項目	基本式	特 性
一次	$Y = aX + b$	直線値を示す推計式。過去の実績の傾向をそのまま反映した推計結果（直線）となる。
指数	$Y = a \times \exp(bX)$	指数を用いた推計式。過去のデータが等比級数的な傾向の時にあてはめの結果が良いと言われている。
べき乗	$Y = aX^b$	曲線を示す推計式。比較的あてはまりが良く、多くの都市の人口推定に適用できると言われている。
対数	$Y = a \times \ln(X) + b$	対数を用いた推計式。推計結果は曲線を示し、年次とともに、緩やかに変化する。
二次	$Y = aX^2 + bX + c$	曲線を示す推計式。推計結果は曲線を示し、年次とともに、変化量は増加する。

表 42 各種推計式の推計結果

項目	実績	推計式						
		一次	指数	べき乗	対数	二次	平均	採用値
2012	H24 (人)	174,702	—	—	—	—	—	174,702
2013	H25 (人)	174,505	—	—	—	—	—	174,505
2014	H26 (人)	174,538	—	—	—	—	—	174,538
2015	H27 (人)	174,957	—	—	—	—	—	174,957
2016	H28 (人)	174,724	—	—	—	—	—	174,724
2017	H29 (人)	175,220	—	—	—	—	—	175,220
2018	H30 (人)	175,593	—	—	—	—	—	175,593
2019	R1 (人)	174,790	—	—	—	—	—	174,790
2020	R2 (人)	174,708	—	—	—	—	—	174,708
2021	R3 (人)	174,226	—	—	—	—	—	174,226
2022	R4 (人)	—	174,231	174,231	174,234	174,234	173,899	174,166
2023	R5 (人)	—	174,236	174,236	174,241	174,242	173,507	174,092
2024	R6 (人)	—	174,241	174,241	174,249	174,250	173,047	174,006
2025	R7 (人)	—	174,246	174,246	174,256	174,257	172,522	173,905
2026	R8 (人)	—	174,250	174,250	174,263	174,264	171,931	173,792
2027	R9 (人)	—	174,255	174,255	174,269	174,270	171,272	173,664
2028	R10 (人)	—	174,260	174,260	174,276	174,277	170,548	173,524
2029	R11 (人)	—	174,265	174,265	174,282	174,283	169,757	173,370
2030	R12 (人)	—	174,270	174,270	174,288	174,289	168,900	173,203

項目	基本式	a	b	c
一 次	$Y=aX+b$	-27.5282	175,145.2872	—
指 数	$Y=a \times \exp(bX)$	175,146.1925	-0.0002	—
べき乗	$Y=aX^b$	176,409.3832	-0.00349	—
対 数	$Y=a \times \ln(X)+b$	175.1854	176,396.1781	—
二 次	$Y=aX^2+bX+c$	-32.6721	1,064.8191	166,364.3591

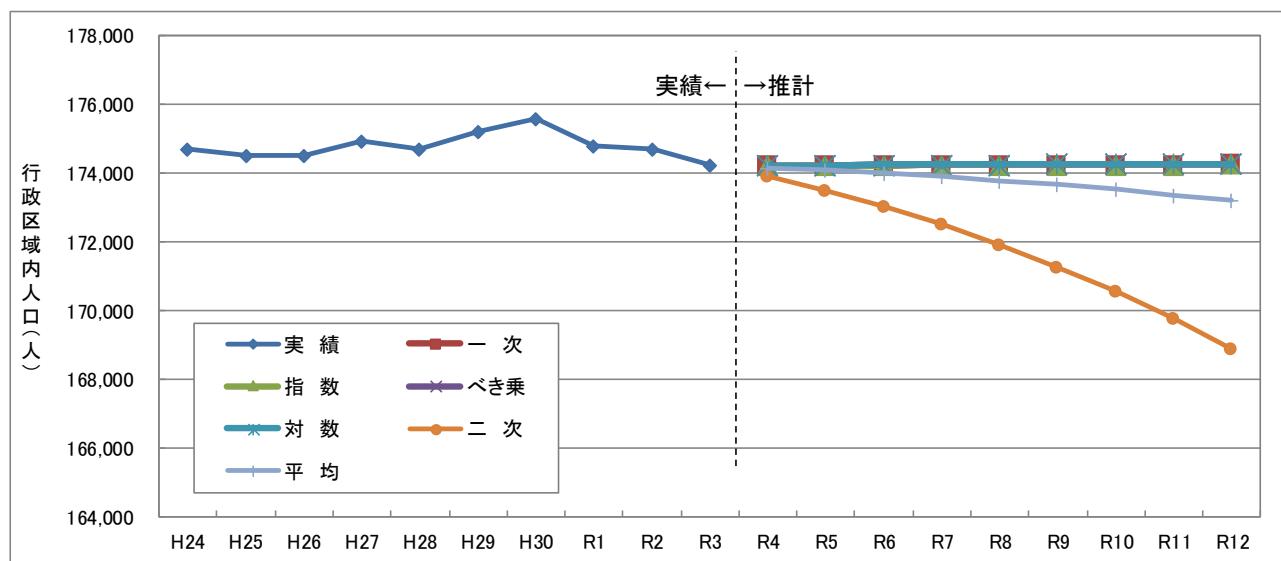


図 39 各種推計式の推計結果

3) 国立社会保障・人口問題研究所

国立社会保障・人口問題研究所の推計人口は、平成 27 年度国勢調査人口を基に推計された人口で、コーホート要因法により算出された推計人口である。コーホート要因法とは、自然増減（出生と死亡）及び純移動（転出入）という二つの人口変動要因について将来値を仮定することで、将来人口を推計する方法である。

表 43 国立社会保障・人口問題研究所の推計人口

項目	R7	R12
推計人口 (人)	170,061	168,060

4) 関連計画

本計画の関連計画としては、出雲市 まち・ひと・しごと創生 第2期総合戦略（令和4年3月改訂）がある。

出雲市 まち・ひと・しごと創生 第2期総合戦略（令和4年3月改訂）では、出生率上昇や雇用創出等の施策展開により、国立社会保障・人口問題研究所の推計値に対して上乗せを行っている。

表 44 関連計画の推計人口概要

項目	概要
出雲市 まち・ひと・しごと創生 第2期総合戦略（令和4年3月改訂）	出生率上昇や雇用創出等の施策展開により、国立社会保障・人口問題研究所の推計値に対して上乗せを行っている。

表 45 関連計画の推計人口

項目	R7	R12
推計人口 (人)	170,902	169,792

5) 推計人口比較

本市の実態に則している推計結果は、以下のとおり考察すると、出雲市 まち・ひと・しごと創生 第2期総合戦略（令和4年3月改訂）の推計人口と考えられる。

[考察]

- 各種推計式による推計結果は、数値推移を考慮しているが、人口変動要因が考慮されていない。
- 国立社会保障・人口問題研究所の推計値は、公的機関が公表した数値であり、コーホート要因法により出生、死亡、転出入といった人口変動要因が考慮されているが、本市独自の施策展開が反映されていない。また、国勢調査を基としているため、採用にあたっては、住民基本台帳と合うように補正※する必要がある。
- 出雲市 まち・ひと・しごと創生 第2期総合戦略（令和4年3月改訂）の推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計値を基としており、本市の施策展開が反映されている。なお、国勢調査を基としているため、採用にあたっては、住民基本台帳と合うように補正※する必要がある。

※補正とは、2020年の住民基本台帳と国勢調査の人口を用いて割合補正すること

(=該当年度の推計値 × (2020住民基本台帳 174,708人 / 2020国勢調査 172,775人))

表 46 推計人口比較

項目		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
各種推計式	(人)	174,166	174,092	174,006	173,905	173,792	173,664	173,524	173,370	173,203
国立社会保障・人口問題研究所	(人)	—	—	—	170,061	—	—	—	—	168,060
国立社会保障・人口問題研究所(補正)	(人)	—	—	—	171,964	—	—	—	—	169,940
第2期総合戦略 令和4年3月改訂	(人)	—	—	—	170,902	—	—	—	—	169,792
第2期総合戦略 令和4年3月改訂(補正)	(人)	—	—	—	172,814	—	—	—	—	171,692

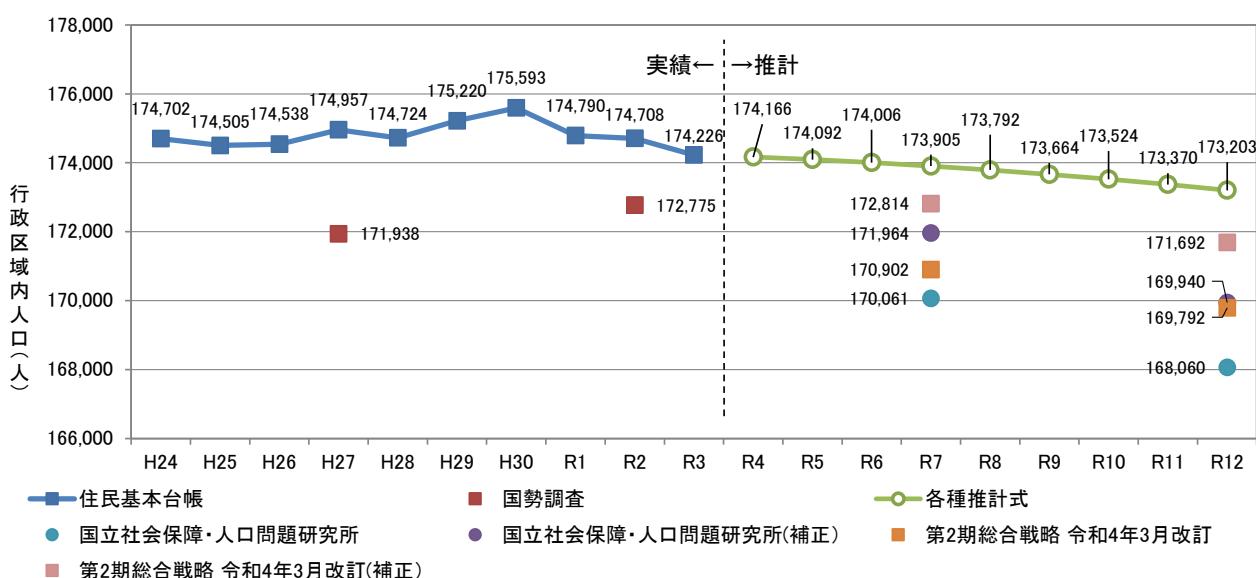


図 40 推計人口比較

6) 本計画の推計人口

以上により、本計画の推計人口は、出雲市 まち・ひと・しごと創生 第2期総合戦略（令和4年3月改訂）の推計人口（補正）とする。

表 47 本計画の推計人口

項目		R4	R5	R6	R7	R8
推計人口	(人)	173,873	173,520	173,167	172,814	172,590

項目		R9	R10	R11	R12	—
推計人口	(人)	172,366	172,142	171,918	171,692	—

※R7、R12 以外の年度は、直線補間により算出

4. ごみ排出量の推計

ごみ排出量の推計は、「現状のまま推移した場合」「目標とするごみ排出量等推計」の2種類を行った。

現状のまま推移した場合とは、過去10年間の実績推移と同傾向となるように推計したものである。

目標とするごみ排出量推計とは、現状のまま推移した場合の推計値に、施策によるごみ減量化・資源化率向上の効果を反映することで推計した。

それぞれの推計方法を以下に示す。

1) 現状のまま推移した場合

(1) ごみ排出量の推計方法

家庭系ごみは、本市に住んでいる人が排出するものであるため、1人1日あたりごみ排出量（原単位）の実績推移を踏まえて推計し、人口推計値を乗じることで算出した。

事業系ごみは、本市に住んでいる人ではなく事業所数や従業員数により変動するため、1人1日あたりごみ排出量（原単位）ではなく、1日あたりごみ排出量（一日量）の実績推移を踏まえて推計した。

ごみ排出量の推計方法を以下に示す。

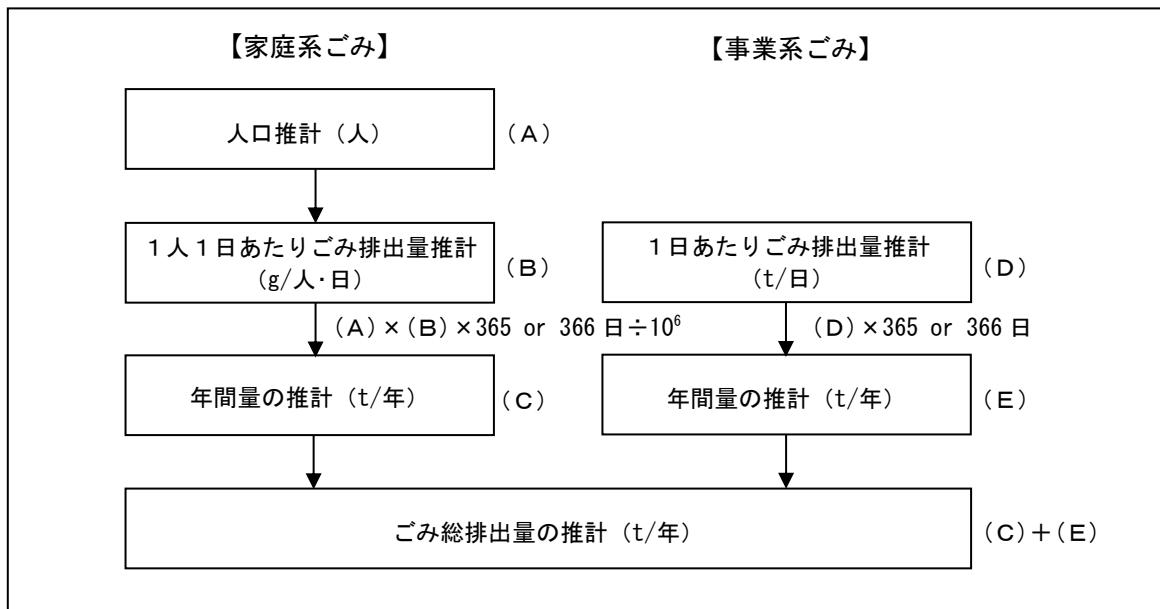


図 41 ごみ排出量の推計方法

(2) 原単位、一日量の推計

原単位、一日量の推計方法には、推計式により計算する方法と現況固定（令和3年度の数値で固定）する方法等がある。推計式により計算する方法は、過去の実績推移が一様な傾向を示している場合に採用する。現況固定は、令和3年度と同程度の数値で今後も推移すると予想される場合に採用する。

推計方法は、以下のとおり、現実的な推計値となる方法を採用した。

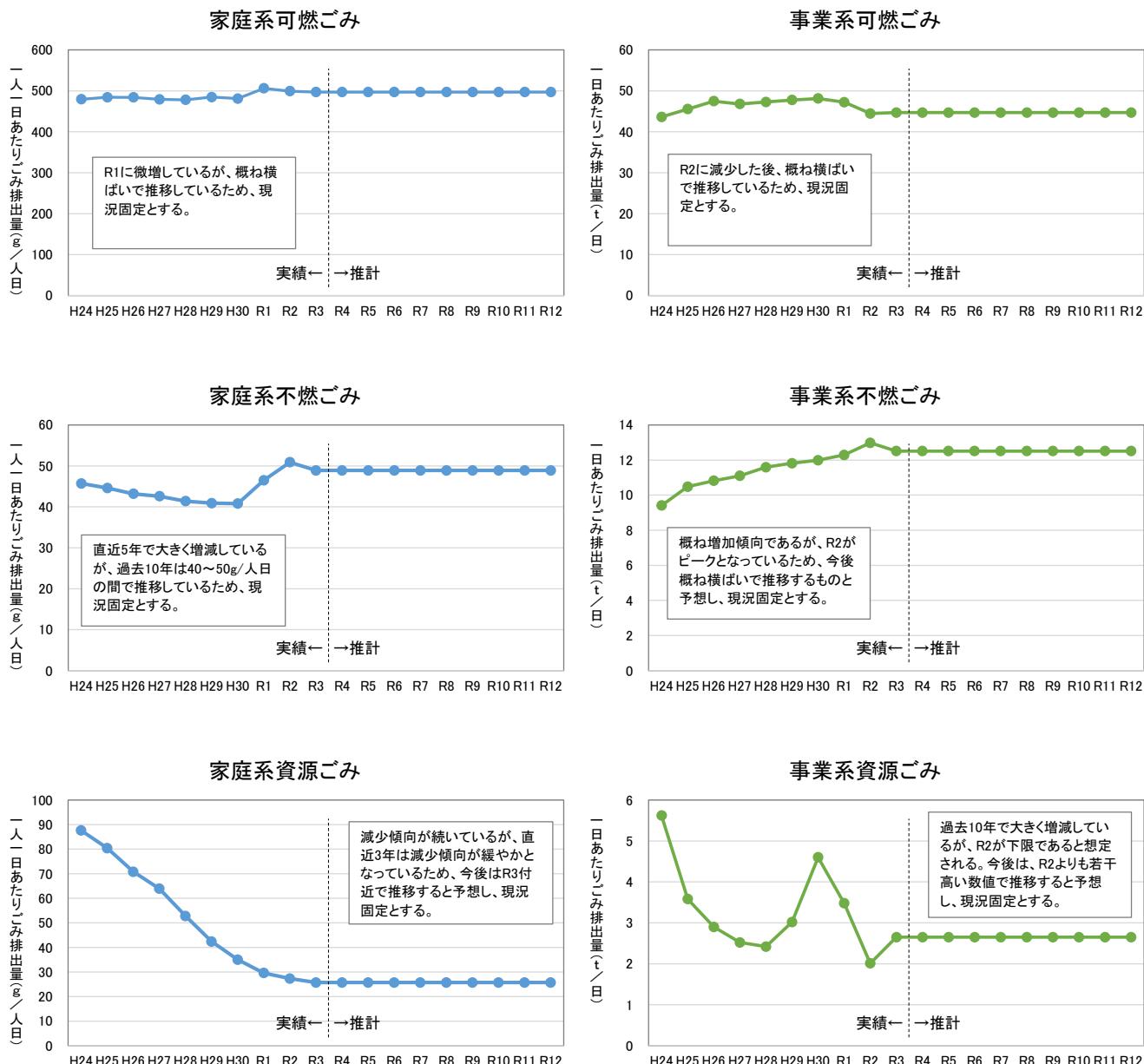


図 42 原単位、一日量の推計方法

(3) 中間処理量の推計方法

中間処理量は、基本的に、処理対象となるごみの排出量に合わせて変動するものである。そのため、ごみ排出量の推計値と連動するように推計した。

なお、資源化については、品目別資源化量との整合も図った。品目別資源化量は、基本的に人口推移と同様に推移するものと予想した。ただし、鉄については、令和2年度以降、コロナ禍による家の片付け等が行われたことで一時的な増加がみられたことから、令和元年度の数値から変動するものとした。

表 48 中間処理量の推計方法

項目		推計方法
焼却処理	可燃ごみ（資源物除く）	= 可燃ごみ排出量推計値 × R3 可燃ごみ（資源物除く） / R3 可燃ごみ排出量
	破碎・選別後 焼却処理	= 不燃ごみ排出量推計値 × R3 破碎・選別後 焼却処理 / R3 不燃ごみ排出量
	焼却処理合計	= 上記の合計
資源化	直接資源化	= 資源化量合計推計値 × R3 直接資源化 / R3 資源化量合計
	破碎・選別後 資源化	= 資源化量合計推計値 × R3 破碎・選別後 資源化 / R3 資源化量合計
	（うち焼却施設での資源化）	= 資源化量合計推計値 × R3 （うち焼却施設での資源化） / R3 資源化量合計
	団体回収	= 0（令和元年度（2019）に終了）
	資源化量合計	= 品目別資源化量の合計
	資源化率	= 資源化量合計 / ごみ排出量 × 100

表 49 品目別資源化量の推計方法

項目	推計方法
乾電池	人口推移と同様に推移
蛍光管	人口推移と同様に推移
紙	人口推移と同様に推移
鉄	R1 から人口推移と同様に推移
非鉄	人口推移と同様に推移
びん	人口推移と同様に推移
木くず	人口推移と同様に推移
廃食油（代替燃料、家畜飼料）	人口推移と同様に推移
空き缶	人口推移と同様に推移
古着・古布	人口推移と同様に推移
プラスチック原料	人口推移と同様に推移
堆肥（木くず含む）	人口推移と同様に推移
堆肥（魚のあら含む）	人口推移と同様に推移

(4) 最終処分量の推計方法

最終処分量は、ごみ排出量や中間処理量に合わせて変動するものと考え、以下のとおり、ごみ排出量及び中間処理量の推計値と連動するように推計した。

表 50 最終処分量の推計方法

項目	推計方法
直接埋立	=不燃ごみ排出量 推計値×R3 直接埋立/R3 不燃ごみ排出量
焼却残渣	=焼却処理合計 推計値×R3 焼却残渣/R3 焼却処理合計
不燃残渣（破碎・選別後 埋立）	=不燃ごみ排出量 推計値×R3 不燃残渣(破碎・選別後 埋立)/R3 不燃ごみ排出量
最終処分量合計	=上記の合計
最終処分率	=最終処分量合計/ごみ排出量×100

(5) 現状のまま推移した場合のごみ排出量の推計

現状のまま推移した場合、ごみ排出量は以下のとおり推移する。ごみ排出量は、1人1日あたりごみ排出量が増加するため、人口推移 (R3→R12で1.5%減少) よりも緩やかに減少することが見込まれる。また、資源化率も減少することが見込まれる。なお、推計結果の詳細は、後述3)に示す。

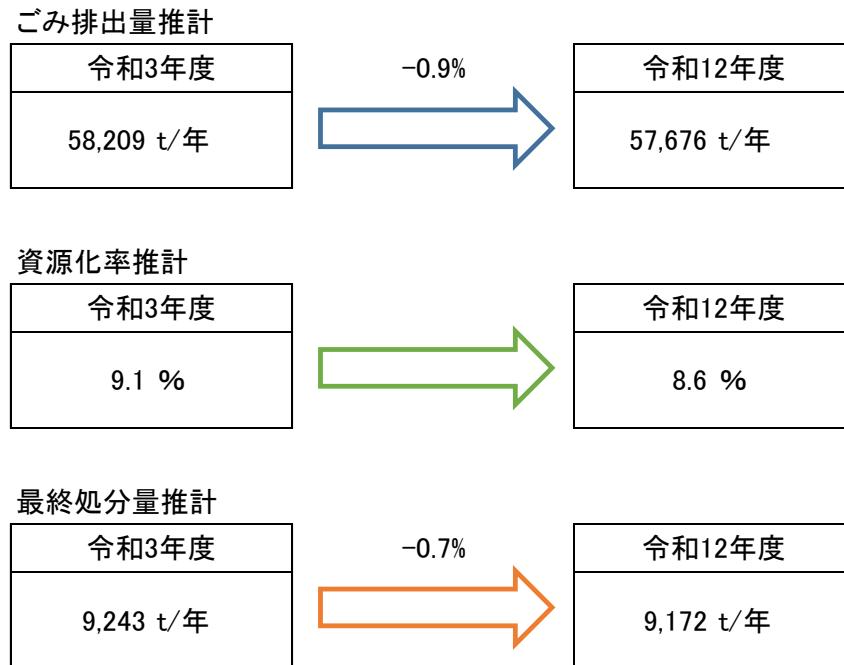


図 43 現状のまま推移した場合のごみ排出量の推計

2) 目標とするごみ排出量等の推計

(1) 施策効果

施策効果は、令和4年10月に実施したごみ組成調査結果と施策への協力率を用いて想定した。施策は、ごみ組成調査結果により確認された減量化可能物、資源化可能物を対象とした。

減量化可能物としては、可燃ごみに含まれる食品ロスや厨芥類、衣類が挙げられる。食品ロスは、エコレシピやローリングストック等により減量化が可能であり、厨芥類は水切り等により減量化が可能である。衣類は、リサイクルショップや古着の回収拠点に出すことで減量化が可能である。

資源化可能物としては、可燃ごみに含まれる新聞・雑誌・広告、パック類、段ボール、不燃ごみに含まれる缶類、ビン類、蛍光灯・乾電池が挙げられる。いずれも正しく分別し、資源ごみとして排出することで資源化が可能なものである。

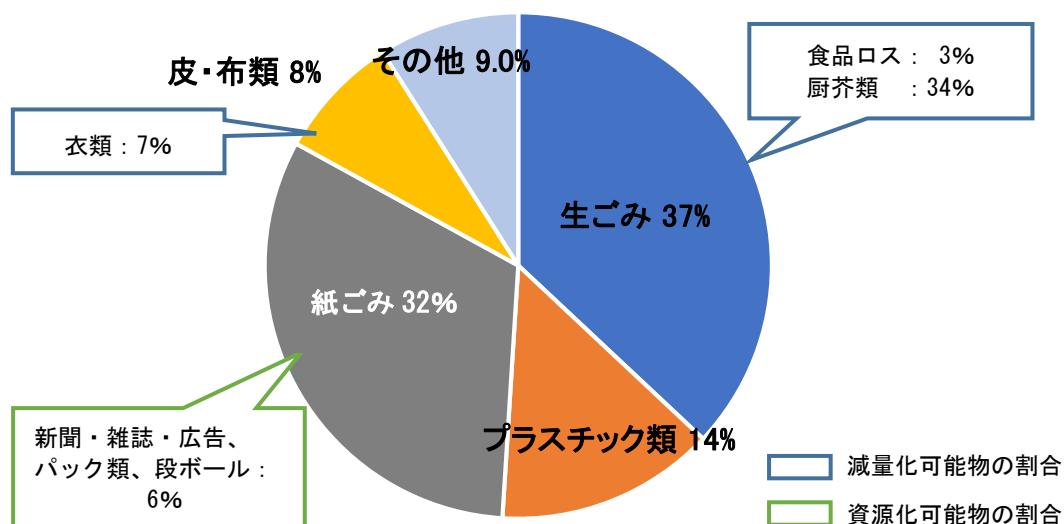


図 44 可燃ごみの組成

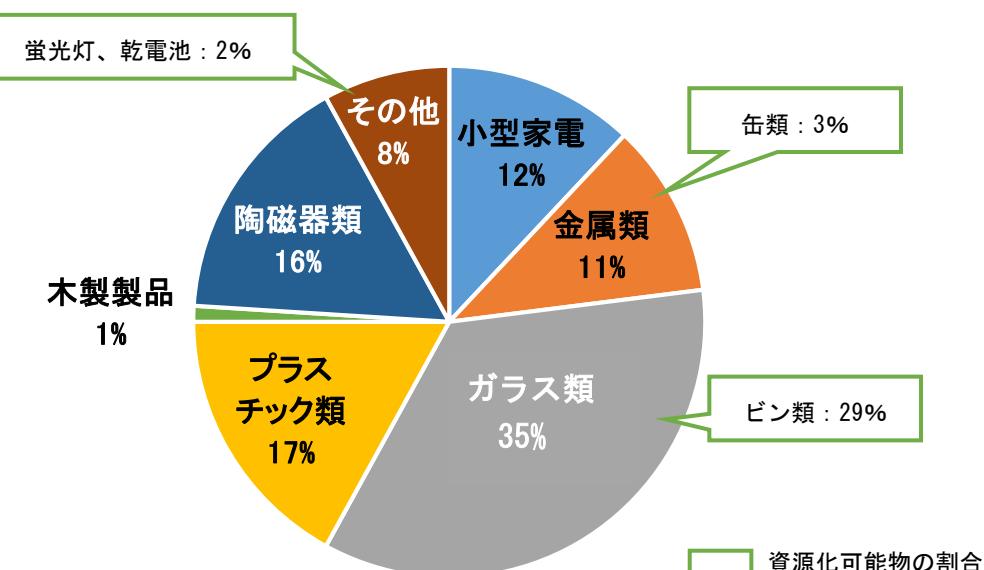


図 45 不燃ごみの組成（破碎ごみと埋立ごみの計）

施策への協力率は、現在、ごみ減量化・資源化について特に意識をしていないが、今後、ごみ減量化・資源化について意識し、取組を新たに始める割合として設定する。したがって、協力率は、「出雲市令和元年度市民満足度調査」において、ごみの収集、減量やリサイクルなどの取組について「重要である」と回答しなかった割合にアンケート回答率を乗じた割合とした。

表 51 施策への協力率

項目	割合	備考
アンケートの回答率	42.80%	A
ごみの収集、減量やリサイクルなどの取組について 「重要である」と回答しなかった割合	29.61%	B
協力率	17.00%	(1-A) × B

以上のことから、施策効果は、減量化可能物と資源化可能物となるごみの種類の割合に協力率を乗じることで、以下のとおり設定した。

表 52 可燃ごみへの施策効果

項目	割合	協力率	施策効果
食品ロス削減	3.0%	17.0%	0.5%
生ごみ水切りによる減量化	34.0%	17.0%	1.4%
布類のリユース	7.0%	17.0%	1.2%
紙類の分別徹底	6.0%	17.0%	1.0%
合計	—	—	4.1%

※生ごみ水切りの効果は25%（出雲市ごみの分け方・出し方ガイドブックより）とされているため、さらに25%を乗じている。

表 53 不燃ごみへの施策効果

項目	割合	協力率	施策効果
缶類の分別徹底	3.0%	17.0%	0.5%
ビン類の分別徹底	29.0%	17.0%	4.9%
蛍光灯、乾電池の分別徹底	2.0%	17.0%	0.3%
合計	—	—	5.7%

(2) 施策効果の推計値への反映

可燃ごみは、施策を推進することによって、令和3年度の実績値から可燃ごみへの施策効果4%の減量化が可能と想定される。

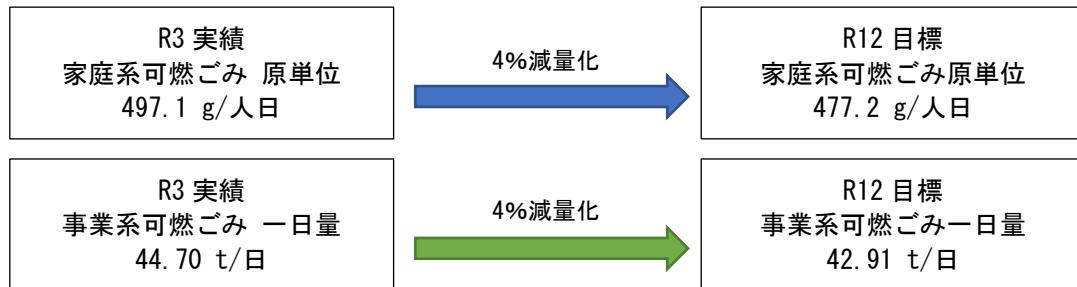


図 46 可燃ごみへの施策効果の反映

不燃ごみについても同様に、令和3年度の実績値から不燃ごみへの施策効果5%の減量化が可能と想定される。

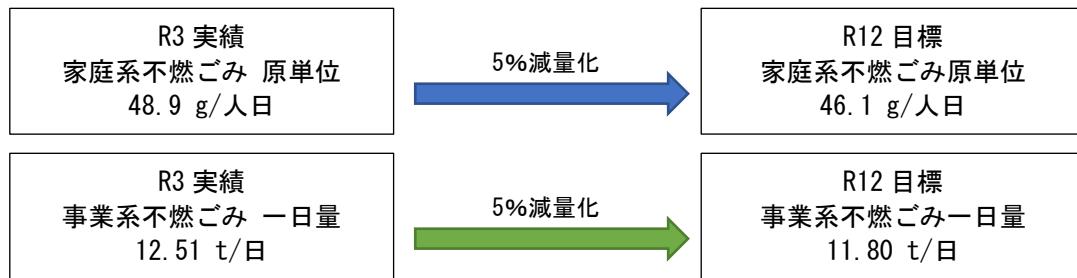


図 47 不燃ごみへの施策効果の反映

この場合、可燃ごみと不燃ごみの分別を徹底して行うことで、ごみ種類は、40%程度が資源ごみとして排出されるものとし、残り60%は店頭回収において排出されるものと想定される（令和3年度の資源化量と店頭回収の割合が概ね4:6である）。そのため、資源ごみは、可燃ごみ及び不燃ごみの分別徹底により、減量化したごみ排出量の40%相当が増加するものと想定される。

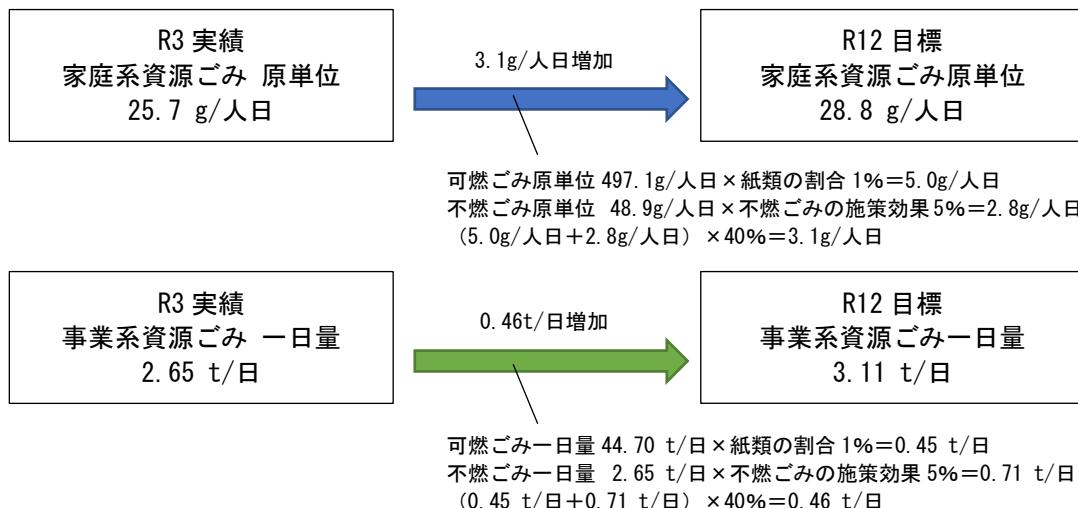


図 48 資源ごみへの施策効果の反映

(3) 品目別資源化量への反映

品目別資源化量は、前記の施策によって、乾電池、蛍光管、紙、びん、空き缶、古着・古布が増加することが見込まれる。

表 54 品目別資源化量の推計方法

項目	推計方法
乾電池	資源ごみ排出量と同傾向で増加
蛍光管	資源ごみ排出量と同傾向で増加
紙	資源ごみ排出量と同傾向で増加
鉄	R1 から人口推移と同様に推移
非鉄	人口推移と同様に推移
びん	資源ごみ排出量と同傾向で増加
木くず	人口推移と同様に推移
廃食油（代替燃料、家畜飼料）	人口推移と同様に推移
空き缶	資源ごみ排出量と同傾向で増加
古着・古布	資源ごみ排出量と同傾向で増加
プラスチック原料	人口推移と同様に推移
堆肥（木くず含む）	人口推移と同様に推移
堆肥（魚のあら含む）	人口推移と同様に推移

(4) 目標とするごみ排出量等の推計結果

以上より、目標とするごみ排出量等の推計結果は、以下のとおりとなる。令和12年度において、ごみ排出量は4%の減量化が可能であり、資源化率は9.4%となる見込みである。なお、推計結果の詳細は、後述 3) に示す。

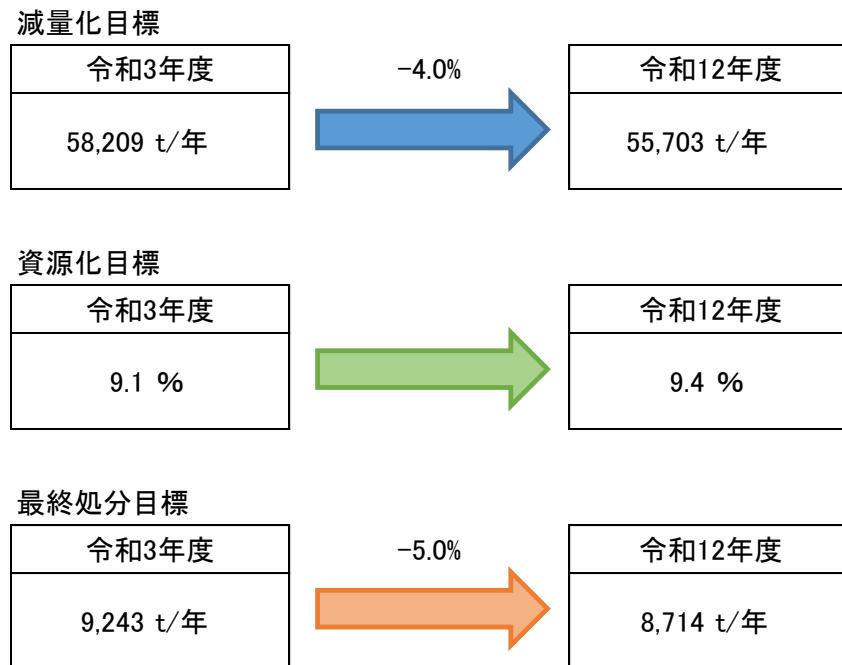


図 49 目標とするごみ排出量の推計結果

なお、目標とするごみ排出量等の推計に用いた施策については、以下のとおり、基本方針に基づく施策体系（p15）に結びつける。なお、結びつけた施策は、本計画における重点施策とする。

表 55 基本方針に基づく施策体系への結びつけ

目標とするごみの排出量等の 推計に用いた施策		基本方針に基づく施策体系
可燃ごみ への施策	食品ロス削減	施策 No3 食品ロス削減の推進 施策 No7 ばら売り・量り売り店舗の紹介
	生ごみ水切りによる減量化	施策 No4 生ごみ水切りの推進
	布類のリユース	施策 No6 市内の民間リサイクルショップ及びリサイクルステーションの紹介 施策 No9 古着の回収拠点の拡充
	紙類の分別徹底	施策 No13 リサイクルステーションの適正配置 施策 No15 店頭回収実施店舗との連携 施策 No16 正しい分別区分の周知徹底
	缶類の分別徹底	
不燃ごみ への施策	ビン類の分別徹底	
	ペットボトルの分別徹底	
	段ボールの分別徹底	
	蛍光灯、乾電池の分別徹底	

3) ごみ排出量推計結果集計表

「現状のまま推移した場合」「目標とするごみ排出量等推計」の推計結果集計表を次頁に示す。

ごみ排出量等 実績及び推計

現状のまま推移した場合

行政区域内人口

項目	単位	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
住民基本台帳 3月31日付	人	174,702	174,505	174,538	174,957	174,724	175,220	175,593	174,790	174,708	174,226	173,873	173,520	173,167	172,814	172,590	172,366	172,142	171,918	171,692

ごみ排出量の推移

実績←→推計

項目	単位	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	
		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
家庭系	可燃ごみ	t/年	30,578	30,841	30,834	30,686	30,490	30,997	30,834	32,388	31,837	31,610	31,548	31,570	31,420	31,356	31,315	31,360	31,234	31,193	31,152
		t/日	83.78	84.50	84.48	83.84	83.53	84.92	84.48	88.49	87.22	86.60	86.43	86.26	86.08	85.91	85.79	85.68	85.57	85.46	85.35
		g/人日	479.5	484.2	484.0	479.2	478.1	484.7	481.1	506.3	499.3	497.1	497.1	497.1	497.1	497.1	497.1	497.1	497.1	497.1	497.1
	不燃ごみ	t/年	2,912	2,840	2,753	2,731	2,642	2,617	2,615	2,977	3,247	3,111	3,103	3,106	3,091	3,084	3,080	3,085	3,072	3,068	3,064
		t/日	7.98	7.78	7.54	7.46	7.24	7.17	7.16	8.13	8.90	8.52	8.50	8.49	8.47	8.45	8.44	8.43	8.42	8.41	8.40
		g/人日	45.7	44.6	43.2	42.6	41.4	40.9	40.8	46.5	50.9	48.9	48.9	48.9	48.9	48.9	48.9	48.9	48.9	48.9	48.9
	資源ごみ	t/年	5,584	5,122	4,512	4,091	3,370	2,710	2,246	1,896	1,741	1,635	1,631	1,632	1,624	1,621	1,619	1,621	1,615	1,613	1,611
		t/日	15.30	14.03	12.36	11.18	9.23	7.42	6.15	5.18	4.77	4.48	4.47	4.46	4.45	4.44	4.43	4.42	4.42	4.41	4.41
		g/人日	87.6	80.4	70.8	63.9	52.8	42.4	35.0	29.6	27.3	25.7	25.7	25.7	25.7	25.7	25.7	25.7	25.7	25.7	25.7
	小計	t/年	39,074	38,803	38,099	37,508	36,502	36,324	35,695	37,261	36,825	36,356	36,282	36,308	36,135	36,061	36,014	36,066	35,921	35,874	35,827
		t/日	107.05	106.31	104.38	102.48	100.01	99.52	97.79	101.81	100.89	99.61	99.40	99.20	99.00	98.80	98.67	98.54	98.41	98.28	98.16
		g/人日	612.8	609.2	598.0	585.7	572.4	568.0	556.9	582.4	577.5	571.7	571.7	571.7	571.7	571.7	571.7	571.7	571.7	571.7	571.7
	割合	—	64.6%	64.1%	63.0%	62.9%	62.0%	61.4%	60.2%	61.8%	62.9%	62.5%	62.4%	62.4%	62.3%	62.3%	62.2%	62.2%	62.2%	62.1%	62.1%
事業系	可燃ごみ	t/年	15,928	16,625	17,334	17,130	17,258	17,434	17,566	17,287	16,230	16,317	16,316	16,360	16,316	16,316	16,360	16,316	16,316	16,316	16,316
		t/日	43.64	45.55	47.49	46.80	47.28	47.76	48.13	47.23	44.47	44.70	44.70	44.70	44.70	44.70	44.70	44.70	44.70	44.70	44.70
	不燃ごみ	t/年	3,435	3,826	3,949	4,062	4,232	4,316	4,376	4,499	4,738	4,567	4,566	4,579	4,566	4,566	4,566	4,579	4,566	4,566	4,566
		t/日	9.41	10.48	10.82	11.10	11.59	11.82	11.99	12.29	12.98	12.51	12.51	12.51	12.51	12.51	12.51	12.51	12.51	12.51	12.51
	資源ごみ	t/年	2,053	1,305	1,058	921	882	1,103	1,678	1,275	732	969	967	970	967	967	970	967	967	967	967
		t/日	5.62	3.58	2.90	2.52	2.42	3.02	4.60	3.48	2.01	2.65	2.65	2.65	2.65	2.65	2.65	2.65	2.65	2.65	2.65
	小計	t/年	21,416	21,756	22,341	22,113	22,372	22,853	23,620	23,061	21,700	21,853	21,849	21,909	21,849	21,849	21,849	21,909	21,849	21,849	21,849
		t/日	58.67	59.61	61.21	60.42	61.29	62.61	64.71	63.01	59.45	59.87	59.86	59.86	59.86	59.86	59.86	59.86	59.86	59.86	59.86
	割合	—	35.4%	35.9%	37.0%	37.1%	38.0%	38.6%	39.8%	38.2%	37.1%	37.5%	37.6%	37.6%	37.7%	37.7%	37.8%	37.8%	37.8%	37.9%	37.9%
種類別	可燃ごみ	t/年	46,506	47,466	48,168	47,816	47,748	48,431	48,400	49,675	48,067	47,927	47,864	47,930	47,736	47,672	47,631	47,720	47,550	47,509	47,468
	不燃ごみ	t/年	6,347	6,666	6,702	6,793	6,874	6,933	6,991	7,476	7,985	7,678	7,669	7,685	7,657	7,650	7,646	7,664	7,638	7,634	7,630
	資源ごみ	t/年	7,637	6,427	5,570	5,012	4,252	3,813	3,924	3,171	2,473	2,604	2,598	2,602	2,591	2,588	2,586	2,591	2,582	2,580	2,578
	小計	t/年	60,490	60,559	60,440	59,621	58,874	59,177	59,315	60,322											

焼却処理、資源化の推移

項目		単位	実績←→推計																		
			2012 H24	2013 H25	2014 H26	2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 R1	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12
焼却処理	可燃ごみ（資源物除く）	t/年	44,797	45,565	43,153	41,005	41,716	41,640	42,435	42,700	38,842	40,538	40,485	40,541	40,376	40,322	40,288	40,363	40,219	40,184	40,150
	破碎・選別後 焼却処理	t/年	1,545	1,830	1,727	1,867	1,757	1,959	2,086	2,241	2,412	2,409	2,414	2,405	2,403	2,402	2,408	2,399	2,398	2,397	
	焼却処理合計	t/年	46,342	47,395	44,880	42,872	43,590	43,397	44,786	41,083	42,950	42,894	42,955	42,781	42,725	42,690	42,771	42,618	42,582	42,547	
資源化	直接資源化	t/年	1,609	1,548	1,463	1,317	1,109	942	1,878	1,368	1,123	1,314	1,250	1,248	1,245	1,242	1,241	1,239	1,238	1,236	1,234
	破碎・選別後 資源化	t/年	8,584	7,623	6,947	6,468	5,771	5,495	4,764	4,876	4,780	3,983	3,789	3,781	3,774	3,766	3,761	3,756	3,751	3,746	3,742
	(うち焼却施設での資源化)	t/年	1,708	1,901	2,028	1,952	1,882	1,928	1,952	2,257	2,385	1,625	1,250	1,248	1,245	1,242	1,241	1,239	1,238	1,236	1,234
	団体回収	t/年	1,275	1,269	1,325	1,340	1,237	1,053	948	911	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	資源化量合計	t/年	11,468	10,440	9,735	9,125	8,117	7,490	7,590	7,155	5,903	5,297	5,039	5,029	5,019	5,008	5,002	4,995	4,989	4,982	4,976
	資源化率	—	18.6%	16.9%	15.8%	15.0%	13.5%	12.4%	12.6%	11.7%	10.1%	9.1%	8.7%	8.6%	8.7%	8.6%	8.6%	8.6%	8.6%	8.6%	8.6%

※資源化率 = 資源化量合計 ÷ ごみ排出量

品目別資源化量の推移

項目		単位	実績←→推計																	
			2012 H24	2013 H25	2014 H26	2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 R1	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11
乾電池	t/年	37.69	27.85	45.56	26.95	26.75	35.24	38.02	44.26	43.99	49.67	49.57	49.47	49.37	49.27	49.20	49.14	49.08	49.01	48.95
蛍光管	t/年	7.89	5.27	5.44	4.83	4.47	5.59	7.21	5.84	7.14	5.31	5.30	5.29	5.28	5.27	5.26	5.25	5.25	5.24	5.23
紙	t/年	7,586.38	6,396.61	5,572.47	5,155.82	4,354.59	3,500.39	2,912.79	2,559.70	1,260.84	1,221.83	1,219.35	1,216.88	1,214.40	1,211.93	1,210.36	1,208.79	1,207.22	1,205.64	1,204.06
鉄	t/年	940.78	939.40	921.04	929.84	897.51	820.42	913.95	954.17	1,219.28	1,202.26	952.24	950.30	948.37	946.44	945.21	943.98	942.76	941.53	940.29
非鉄	t/年	241.06	196.03	183.55	226.58	172.31	141.68	112.05	146.13	147.58	152.47	152.16	151.85	151.54	151.23	151.04	150.84	150.65	150.45	150.25
びん	t/年	593.23	591.65	538.36	534.27	523.67	500.84	477.27	456.82	416.00	317.26	316.62	315.97	315.33	314.69	314.28	313.87	313.47	313.06	312.65
木くず	t/年	1,560.50	1,694.02	1,872.89	1,776.28	1,713.96	2,091.33	2,791.75	2,663.48	2,555.70	2,100.46	2,096.20	2,091.95	2,087.69	2,083.44	2,080.74	2,078.04	2,075.34	2,072.63	2,069.91
廃食油（代替燃料、家畜飼料）	t/年	31.57	30.00	28.93	18.74	17.16	17.20	21.97	19.58	17.37	16.14	16.11	16.07	16.04	16.01	15.99	15.97	15.95	15.93	15.91
空き缶	t/年	115.65	119.20	114.09	100.62	102.25	77.95	73.17	69.72	1.39	1.89	1.89	1.88	1.88	1.87	1.87	1.87	1.87	1.86	1.86
古着・古布	t/年	80.57	83.31	88.67	80.72	44.26	50.92	43.63	53.51	49.49	55.17	55.06	54.95	54.83	54.72	54.65	54.58	54.51	54.44	54.37
プラスチック原料	t/年	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	175.17	151.24	133.14	0.00	130.59	130.33	130.06	129.80	129.53	129.36	129.20	129.03	128.86	128.69
堆肥（木くず含む）	t/年	78.08	166.57	145.44	74.55	68.58	57.99	46.56	49.01	53.88	44.24	44.15	44.06	43.97	43.88	43.82	43.77	43.71	43.65	43.60
堆肥（魚のあら含む）	t/年						0.00	0.20	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
繊維製品原料	t/年	194.80	189.46	218.63	195.39	190.99	0.00	0.00	0.00	130.14	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
合計	t/年	11,468.20	10,439.37	9,735.07	9,124.59	8,116.50	7,474.72	7,589.81	7,155.36	5,902.80	5,297.29	5,038.98	5,028.73	5,018.50	5,008.28	5,001.78	4,995.30	4,988.84	4,982.30	4,975.77

最終処分量の推移

項目		単位	実績←→推計																	
2012 H24	2013 H25	2014 H26	2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 R1	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7							
<th

ごみ排出量等 実績及び推計

目標とするごみ排出量等推計

行政区域内人口

項目	単位	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	実績←	→推計								
		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
住民基本台帳 3月31日付	人	174,702	174,505	174,538	174,957	174,724	175,220	175,593	174,790	174,708	174,226	173,873	173,520	173,167	172,814	172,590	172,366	172,142	171,918	171,692	

ごみ排出量の推移

項目	単位	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	実績←	→推計								
		H24	H25	H26	H27	H28	H29	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12		
家庭系	可燃ごみ	t/年	30,578	30,841	30,834	30,686	30,490	30,997	30,834	32,388	31,837	31,610	31,408	31,291	31,003	30,801	30,622	30,527	30,266	30,089	29,905
		t/日	83.78	84.50	84.48	83.84	83.53	84.92	84.48	88.49	87.22	86.60	86.05	85.49	84.94	84.39	83.90	83.41	82.92	82.43	81.93
		g/人日	479.5	484.2	484.0	479.2	478.1	484.7	481.1	506.3	499.3	497.1	494.9	492.7	490.5	488.3	486.1	483.9	481.7	479.5	477.2
	不燃ごみ	t/年	2,912	2,840	2,753	2,731	2,642	2,617	2,615	2,977	3,247	3,111	3,084	3,067	3,034	3,009	2,986	2,971	2,941	2,918	2,889
		t/日	7.98	7.78	7.54	7.46	7.24	7.17	7.16	8.13	8.90	8.52	8.45	8.38	8.31	8.24	8.18	8.12	8.06	7.99	7.92
		g/人日	45.7	44.6	43.2	42.6	41.4	40.9	40.8	46.5	50.9	48.9	48.6	48.3	48.0	47.7	47.4	47.1	46.8	46.5	46.1
	資源ごみ	t/年	5,584	5,122	4,512	4,091	3,370	2,710	2,246	1,896	1,741	1,635	1,650	1,670	1,681	1,697	1,713	1,735	1,747	1,763	1,805
		t/日	15.30	14.03	12.36	11.18	9.23	7.42	6.15	5.18	4.77	4.48	4.52	4.56	4.61	4.65	4.69	4.74	4.79	4.83	4.94
		g/人日	87.6	80.4	70.8	63.9	52.8	42.4	35.0	29.6	27.3	25.7	26.0	26.3	26.6	26.9	27.2	27.5	27.8	28.1	28.8
	小計	t/年	39,074	38,803	38,099	37,508	36,502	36,324	35,695	37,261	36,825	36,356	36,142	36,028	35,718	35,507	35,321	35,233	34,954	34,770	34,599
		t/日	107.05	106.31	104.38	102.48	100.01	99.52	97.79	101.81	100.89	99.61	99.02	98.44	97.86	97.28	96.77	96.27	95.76	95.26	94.79
		g/人日	612.8	609.2	598.0	585.7	572.4	568.0	556.9	582.4	577.5	571.7	569.5	567.3	565.1	562.9	560.7	558.5	556.3	554.1	552.1
	割合	—	64.6%	64.1%	63.0%	62.9%	62.0%	61.4%	60.2%	61.8%	62.9%	62.5%	62.4%	62.4%	62.3%	62.3%	62.2%	62.2%	62.1%	62.1%	62.1%
事業系	可燃ごみ	t/年	15,928	16,625	17,334	17,130	17,258	17,434	17,566	17,287	16,230	16,317	16,243	16,214	16,097	16,024	15,951	15,921	15,805	15,732	15,662
		t/日	43.64	45.55	47.49	46.80	47.28	47.76	48.13	47.23	44.47	44.70	44.50	44.30	44.10	43.90	43.70	43.50	43.30	43.10	42.91
	不燃ごみ	t/年	3,435	3,826	3,949	4,062	4,232	4,316	4,376	4,499	4,738	4,567	4,537	4,520	4,479	4,449	4,420	4,403	4,362	4,333	4,307
		t/日	9.41	10.48	10.82	11.10	11.59	11.82	11.99	12.29	12.98	12.51	12.43	12.35	12.27	12.19	12.11	12.03	11.95	11.87	11.80
	資源ごみ	t/年	2,053	1,305	1,058	921	882	1,103	1,678	1,275	732	969	986	1,007	1,022	1,040	1,059	1,080	1,095	1,113	1,135
		t/日	5.62	3.58	2.90	2.52	2.42	3.02	4.60	3.48	2.01	2.65	2.70	2.75	2.80	2.85	2.90	2.95	3.00	3.05	3.11
	小計	t/年	21,416	21,756	22,341	22,113	22,372	22,853	23,620	23,061	21,700	21,853	21,766	21,741	21,598	21,513	21,430	21,404	21,262	21,178	21,104
		t/日	58.67	59.61	61.21	60.42	61.29	62.61	64.71	63.01	59.45	59.87	59.63	59.40	59.17	58.94	58.71	58.48	58.25	58.02	57.82
	割合	—	35.4%	35.9%	37.0%	37.1%	38.0%	38.6%	39.8%	38.2%	37.1%	37.5%	37.6%	37.6%	37.7%	37.7%	37.8%	37.8%	37.9%	37.9%	37.9%
種類別	可燃ごみ	t/年	46,506	47,466	48,168	47,816	47,748	48,431	48,400	49,675	48,067	47,927	47,651	47,505	47,100	46,825	46,573	46,448	46,071	45,821	45,567
	不燃ごみ	t/年	6,347	6,666	6,702	6,793	6,874	6,933	6,991	7,476	7,985	7,678	7,621	7,587	7,513	7,458	7,406	7,374	7,303	7,251	7,196
	資源ごみ	t/年	7,637	6,427	5,570	5,012	4,252	3,813	3,924	3,171	2,473	2,604	2,636	2,677	2,703	2,737	2,772	2,815	2,842	2,876	2,940
	小計	t/年	60,490	60,559	60,440	59,621	58,874	59,177	59,315	60,322	58,525	58,209	57,908	57,769	57,316	57,020	56,751	56,637	56,216	55,948	55,703
団体回収		t/年	1,275																		

焼却処理、資源化の推移

項目	単位	実績←→推計																			
		2012 H24	2013 H25	2014 H26	2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 R1	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	
焼却処理	可燃ごみ（資源物除く）	t/年	44,797	45,565	43,153	41,005	41,716	41,640	42,435	42,700	38,842	40,538	40,305	40,181	39,839	39,606	39,393	39,287	38,968	38,757	38,542
	破碎・選別後 焼却処理	t/年	1,545	1,830	1,727	1,867	1,757	1,959	2,086	2,241	2,412	2,394	2,383	2,360	2,343	2,327	2,317	2,294	2,278	2,261	
	焼却処理合計	t/年	46,342	47,395	44,880	42,872	43,590	43,397	44,394	44,786	41,083	42,950	42,699	42,564	42,199	41,949	41,720	41,604	41,262	41,035	40,803
資源化	直接資源化	t/年	1,609	1,548	1,463	1,317	1,109	942	1,878	1,368	1,123	1,314	1,256	1,261	1,263	1,267	1,271	1,277	1,280	1,284	1,293
	破碎・選別後 資源化	t/年	8,584	7,623	6,947	6,468	5,771	5,495	4,764	4,876	4,780	3,983	3,807	3,821	3,828	3,839	3,853	3,870	3,879	3,893	3,920
	（うち焼却施設での資源化）	t/年	1,708	1,901	2,028	1,952	1,882	1,928	1,952	2,257	2,385	1,625	1,256	1,261	1,263	1,267	1,271	1,277	1,280	1,284	1,293
	団体回収	t/年	1,275	1,269	1,325	1,340	1,237	1,053	948	911	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	資源化量合計	t/年	11,468	10,440	9,735	9,125	8,117	7,490	7,590	7,155	5,903	5,297	5,063	5,082	5,091	5,106	5,124	5,147	5,159	5,177	5,213
	資源化率	—	18.6%	16.9%	15.8%	15.0%	13.5%	12.4%	12.6%	11.7%	10.1%	9.1%	8.7%	8.8%	8.9%	9.0%	9.1%	9.2%	9.3%	9.4%	

※資源化率 = 資源化量合計 ÷ ごみ排出量

品目別資源化量の推移

項目	単位	実績←→推計																		
		2012 H24	2013 H25	2014 H26	2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 R1	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12
乾電池	t/年	37.69	27.85	45.56	26.95	26.75	35.24	38.02	44.26	43.99	49.67	50.28	51.06	51.56	52.21	52.87	53.69	54.21	54.86	56.08
蛍光管	t/年	7.89	5.27	5.44	4.83	4.47	5.59	7.21	5.84	7.14	5.31	5.38	5.46	5.51	5.58	5.65	5.74	5.80	5.86	6.00
紙	t/年	7,586.38	6,396.61	5,572.47	5,155.82	4,354.59	3,500.39	2,912.79	2,559.70	1,260.84	1,221.83	1,236.84	1,256.08	1,268.28	1,284.24	1,300.66	1,320.83	1,333.50	1,349.46	1,379.49
鉄	t/年	940.78	939.40	921.04	929.84	897.51	820.42	913.95	954.17	1,219.28	1,202.26	952.24	950.30	948.37	946.44	945.21	943.98	942.76	941.53	940.29
非鉄	t/年	241.06	196.03	183.55	226.58	172.31	141.68	112.05	146.13	147.58	152.47	152.16	151.85	151.54	151.23	151.04	150.84	150.65	150.45	150.25
びん	t/年	593.23	591.65	538.36	534.27	523.67	500.84	477.27	456.82	416.00	317.26	321.16	326.15	329.32	333.46	337.73	342.97	346.26	350.40	358.20
木くず	t/年	1,560.50	1,694.02	1,872.89	1,776.28	1,713.96	2,091.33	2,791.75	2,663.48	2,555.70	2,100.46	2,096.20	2,091.95	2,087.69	2,083.44	2,080.74	2,078.04	2,075.34	2,072.63	2,069.91
廃食油（代替燃料、家畜飼料）	t/年	31.57	30.00	28.93	18.74	17.16	17.20	21.97	19.58	17.37	16.14	16.11	16.07	16.04	16.01	15.99	15.97	15.95	15.93	15.91
空き缶	t/年	115.65	119.20	114.09	100.62	102.25	77.95	73.17	69.72	1.39	1.89	1.91	1.94	1.96	1.99	2.01	2.04	2.06	2.09	2.13
古着・古布	t/年	80.57	83.31	88.67	80.72	44.26	50.92	43.63	53.51	49.49	55.17	55.85	56.72	57.27	57.99	58.73	59.64	60.21	60.93	62.29
プラスチック原料	t/年	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	175.17	151.24	133.14	0.00	130.59	130.33	130.06	129.80	129.53	129.36	129.20	129.03	128.86	128.69
堆肥（木くず含む）	t/年	78.08	166.57	145.44	74.55	68.58	57.99	46.56	49.01	53.88	44.24	44.15	44.06	43.97	43.88	43.82	43.77	43.71	43.65	43.60
堆肥（魚のあら含む）	t/年	194.80	189.46	218.63	195.39	190.99	0.00	0.00	0.00	130.14	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
繊維製品原料	t/年	11,468.20	10,439.37	9,735.07	9,124.59	8,116.50	7,474.72	7,589.81	7,155.36	5,902.80	5,297.29	5,062.61	5,081.70	5,091.31	5,106.00	5,123.81	5,146.71	5,159.48	5,176.65	5,212.84

最終処分量の推移

項目	単位	実績←→推計																		
2012 H24	2013 H25	2014 H26	2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 R1	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12		

<tbl_r cells="21" ix="4" maxcspan="1"